

厚生年金基金制度改革 の主な内容

目次

1. 法律の概要等	1
(1) 法律の概要	2
(2) 制度改正の背景と必要性等について	13
2. 特例解散等	20
3. 財政運営	32
4. 上乗せ部分の支援策	42
5. 解散等に伴う手続き	70

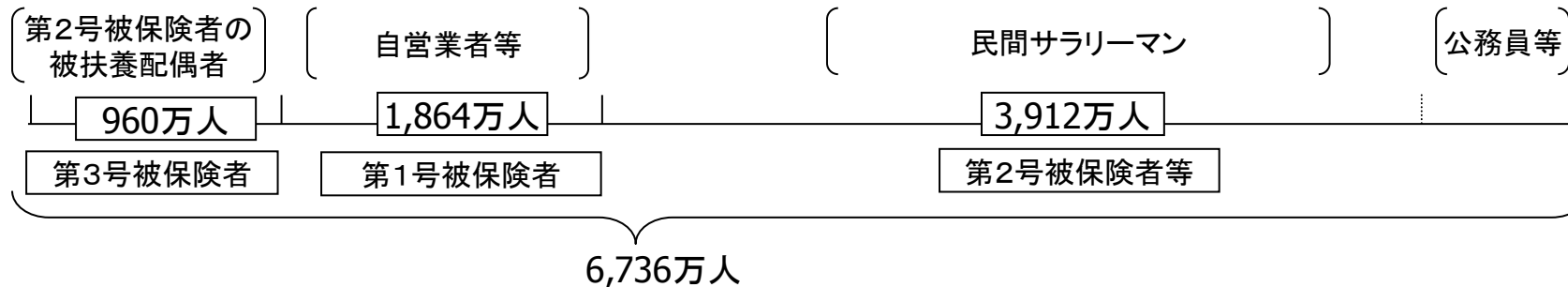
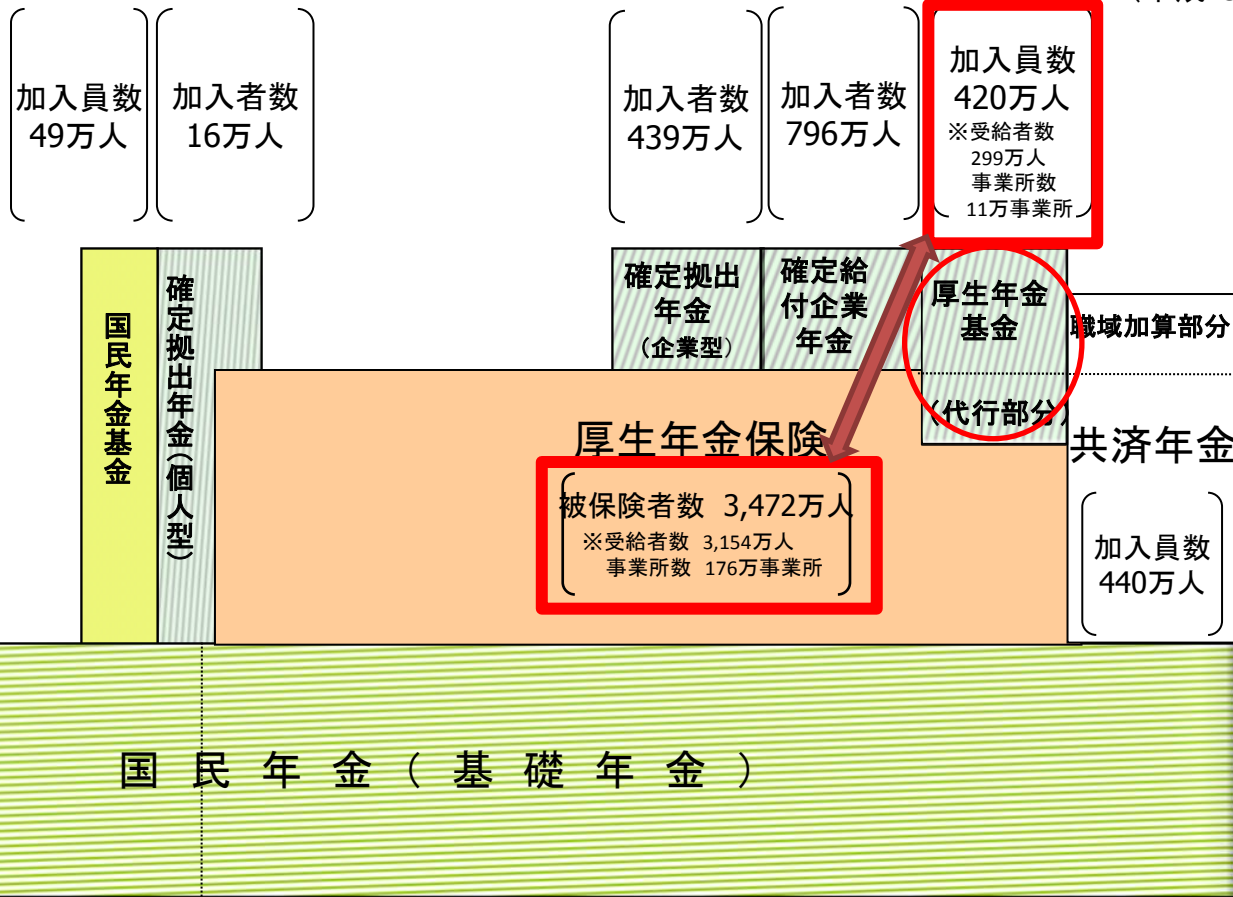
※ 政令は閣議決定、省令・告示等は公布等をもって確定します。

1. 法律の概要等

1－(1) 法律の概要

年金制度の体系

(平成25年3月末)



公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の内容

1. 厚生年金基金制度の見直し(厚生年金保険法等の一部改正)

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乘せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応(国民年金法の一部改正)

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
- (2) 不整合期間を「カラ期間」(年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント)扱いとして、無年金となることを防止
- (3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)

(※) サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。

3. その他(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

2. 施行期日

1は、**公布日(平成25年6月26日)から1年を超えない範囲で政令で定める日(平成26年4月1日を予定)**

2は、~~平成25年7月1日~~(3)は平成27年4月1日、(1)は平成30年4月1日)

3は、公布日(平成25年6月26日)

厚生年金基金制度改革の基本構造

厚生年金被保険者を含めたリスクの
分かち合いによる代行割れの早期解決

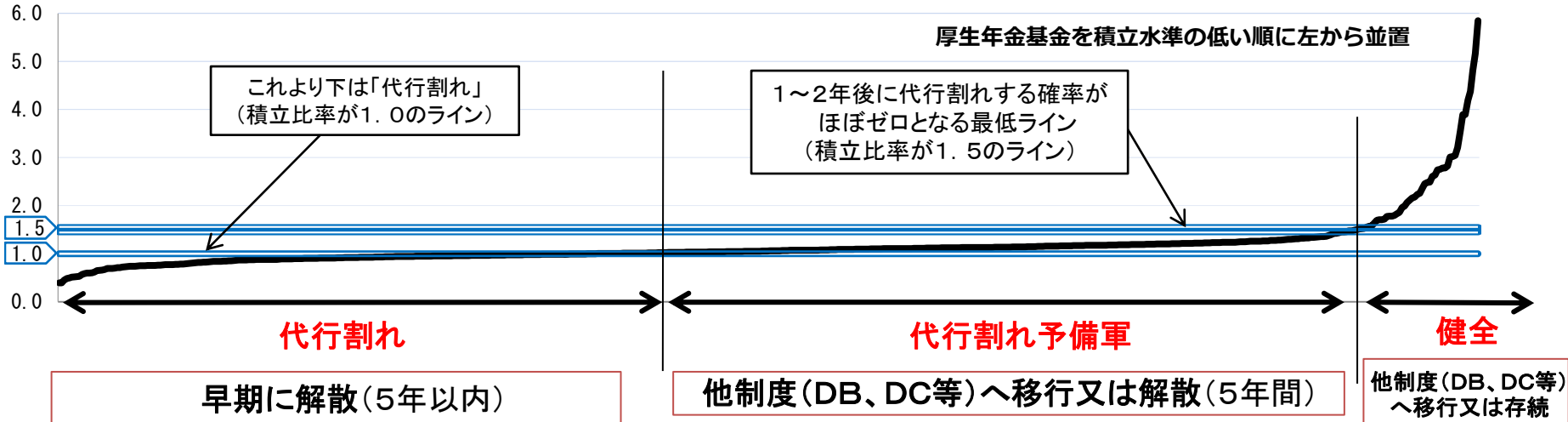


代行割れを再び起こさない
ための制度的措置

代行割れリスクの度合いに応じた対応

(注)DB: 確定給付企業年金
DC: 確定拠出年金

代行部分に対する積立比率



主な対策

- ※厚年本体との財政中立を基本
- ※公費(税)投入は行わない
- 分割納付の特例
 - ・事業所間の連帯債務外し
 - ・利息の固定金利化
 - ・最長納付期間の延長(現行最長15年)
- 納付額の特例(=現行特例解散と同じ)
- 解散認可基準の緩和
- 「清算型解散」の導入

主な対策

- 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行
 - ・解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる仕組みを創設
 - ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長
 - ・簡易な制度設計(例: 数理計算)で設立できるDBの対象拡大 など
 - 解散認可基準の緩和 など
- ※施行日から5年後以降は代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚労大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

代行割れ基金の早期解決のための方策

特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年後)

1. 分割納付の特例(代行割れ基金対象)

- ①事業所間の**連帯債務外し**
- ②利息の**固定金利化**
- ③**最長納付期間の延長(15年→30年)**

2. 最低責任準備金(代行部分の債務)の精緻化(全基金対象)

- ①**代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正**(一律設定→受給者の年齢区分に応じた3段階設定)
- ②計算に用いる**厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正**

3. 納付額の特例(代行割れ基金対象)

次の**いずれか低い額**(=現行特例と同じ)

- ①通常ルールで計算した額(**平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回り**を用いて計算)
- ②**基金設立時から厚年本体の実績利回り**を用いて計算した額

※利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

4. 解散プロセス

- ①**自主解散を基本**。厚生労働大臣が第三者委員会(注)の意見を聴いて解散を促す「**清算型解散**」の仕組みを導入。
- ②**第三者委員会(注)における適用条件等の審査**。適用条件は客観的に設定。 ※条件設定に当たり、被災地には一定の配慮。
- ③特例解散の適用を受ける基金の**受給者は申請(指定)時点以降、上乘せ給付を支給停止**。
- ④申請(指定)以降、**年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組み**を導入。

(注)社会保障審議会企業年金部会のもとに設置予定

解散認可基準の緩和

1. 代議員会における法定議決要件

代議員の定数の**4分の3以上**による議決 → 代議員の定数の**3分の2以上**による議決

2. 解散認可申請に際しての事前手続要件(10月1日通知にて実施済)

全事業主の**4分の3以上**の同意 → 全事業主の**3分の2以上**の同意

全加入員の**4分の3以上**の同意 → 全加入員の**3分の2以上**の同意

3. 解散認可申請に際しての理由要件(10月1日通知にて実施済)

母体企業の経営悪化等 → **撤廃**

※ 代行返上の場合、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。

代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

基本的な考え方

- 今回の改正では、代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い（連帯債務外し等）をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- こうした改正について、厚生年金被保険者（約3400万人）の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

具体的な仕組み

- 施行日から5年経過後（特例解散の終了時点）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できるとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。

基準の考え方＝「代行資産の保全」の観点から設定

- (1) 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】

$$\text{純資産（時価）} \geq \text{最低責任準備金（代行部分の債務）} \times 1.5 \text{（※）}$$

- (2) 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

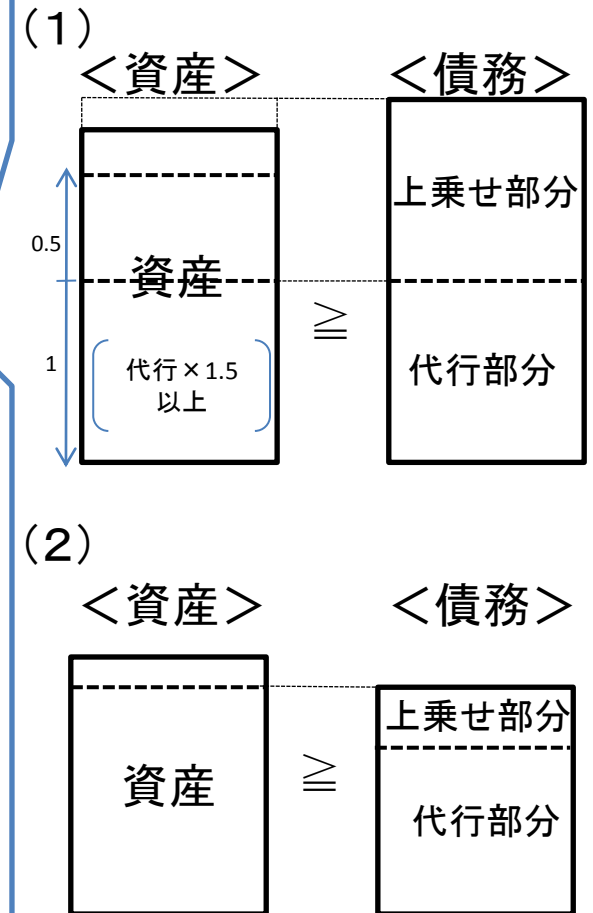
【具体的基準】

$$\text{純資産（時価）} \geq \text{決算日までの加入期間に見合う「代行＋上乗せ」の債務（＝非継続基準による要積立額）}$$

※1.5の根拠

- 以下のデータに基づき設定

- ①過去12年間の全基金の決算データでは1～2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分の1.5倍以上。
- ②今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上。（保険会社の健全性基準の考え方を参考）

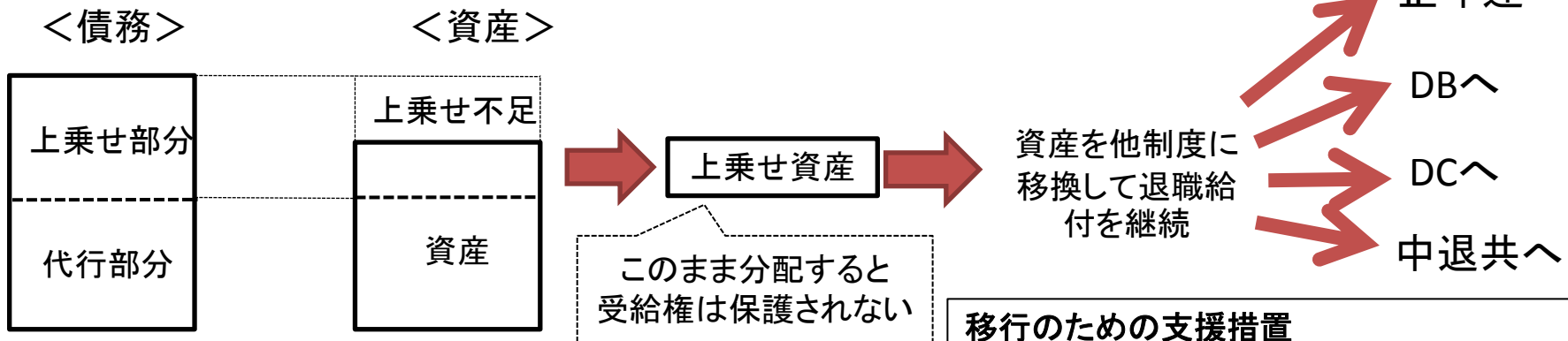


上乘せ部分の受給権を保全するための措置

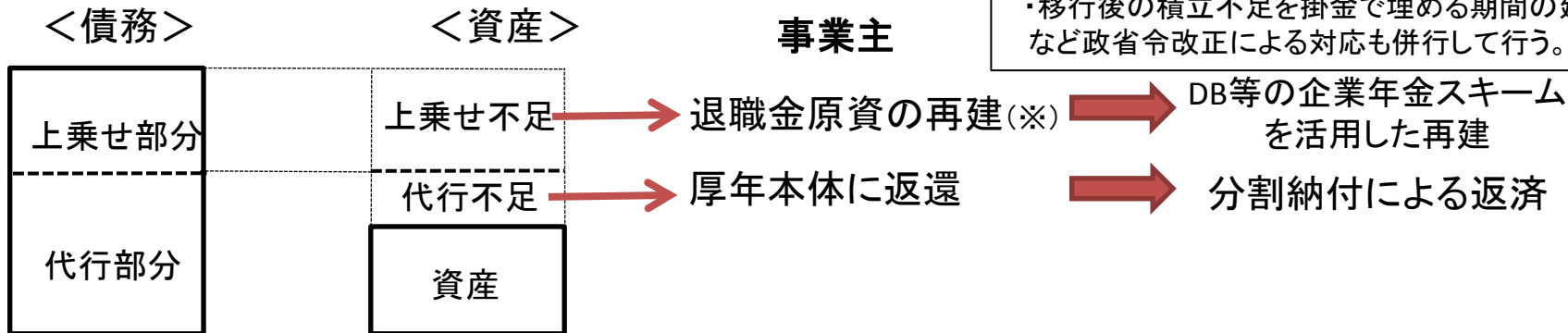
厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- ① 代行給付 = 必ず保全される（厚生年金本体が支給）
- ② 上乘せ給付（3階部分） = 残余財産の範囲内で分配（又は企業年金連合会に移換）

【ケース1：代行割れはしていないが、上乘せ部分は積立不足である基金】



【ケース2：代行割れ基金】



移行のための支援措置

- ・解散後、事業所（企業）単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設（法律事項）
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長など政省令改正による対応も併行して行う。

※1 一部の基金では、上乘せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乘せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

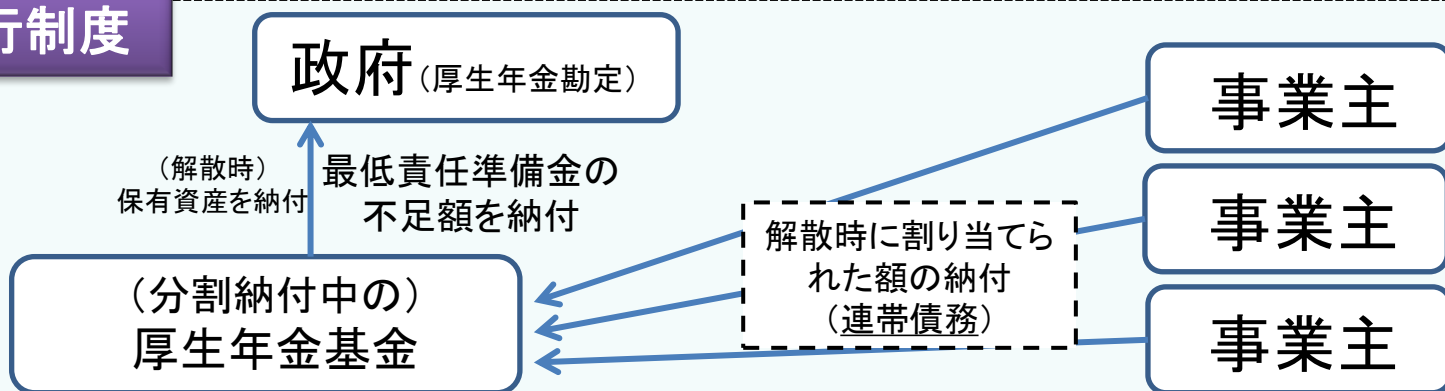
※2 ケース1及びケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乘せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。

分割納付の方法の見直し

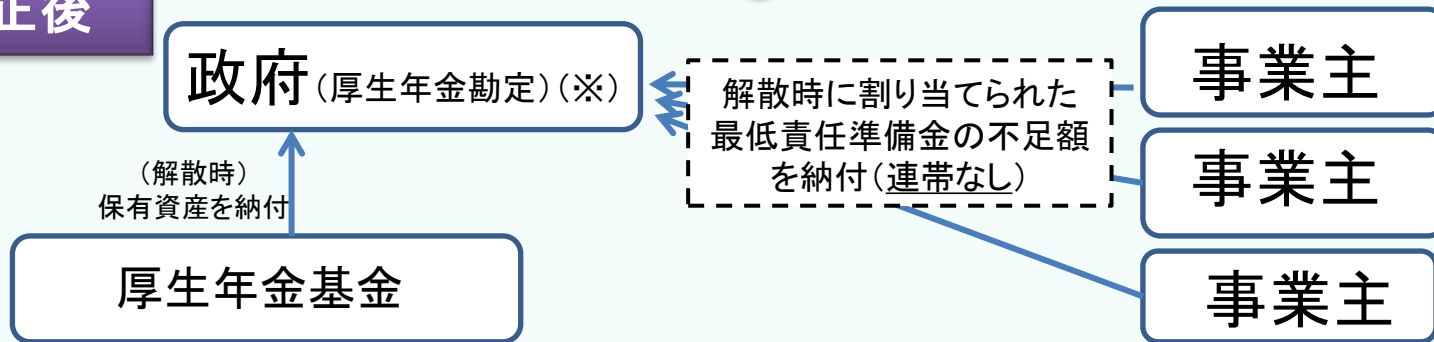
改正概要

- 代行割れ基金が、特例解散により返済額を分割納付する場合、基金が事業主から掛金を徴収し、政府に納付することとされており、倒産事業所が生じた場合、その分の債務は基金に残る。(=残った事業主の連帯債務となる。)
- 今回の改正では、連帯債務問題の解消を図るため、解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が直接政府に最低責任準備金の不足額を納付する仕組みに見直すこととしている。

現行制度



改正後



※徴収事務については、日本年金機構に委託することとしており、また、滞納処分の権限については、一定基準に該当する場合は国税庁に委任できることを予定【政省令】

上乘せ部分の受給権を保全するための他制度への移行支援策

上乘せ部分の受給権保全のための移行支援策

(1) 確定給付企業年金(DB)への移行支援

- 移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長
- 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設

(2) 確定拠出年金(DC)への移行支援

- 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和
- 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和

(3) 退職金の再積立支援

- 代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚年本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置
 - ・ 厚年本体への分割納付期間延長
 - ・ 各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和

(4) その他

- 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設
- 申請書類や手続きの簡素化
- 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供

企業年金の選択肢の多様化

(1) キャッシュバランスプラン(※)の制度設計の弾力化

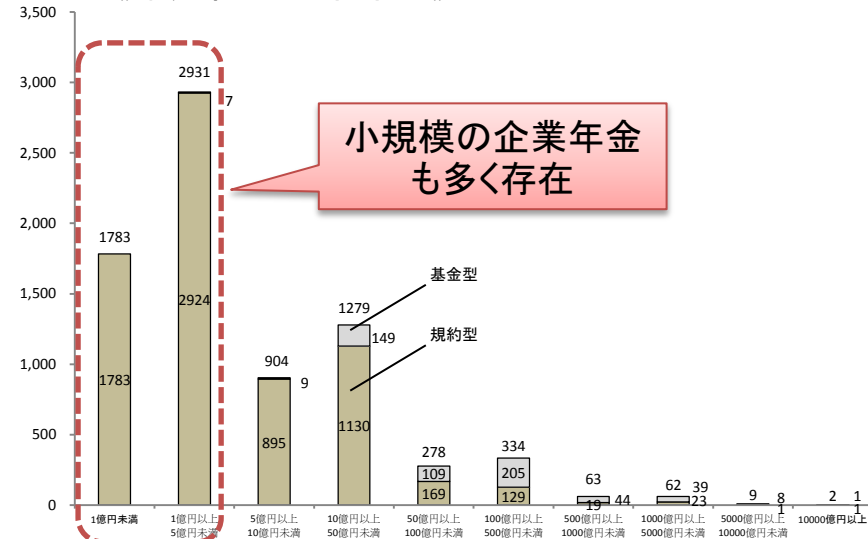
- 給付設計に用いる指標の選択肢を拡大(運用実績、複合ベンチマークを加える)
- 基準金利等の規制緩和(ただし、元本は保証)
※給付水準が国債等の指標に連動する給付設計

(2) 簡易型DBの対象拡大

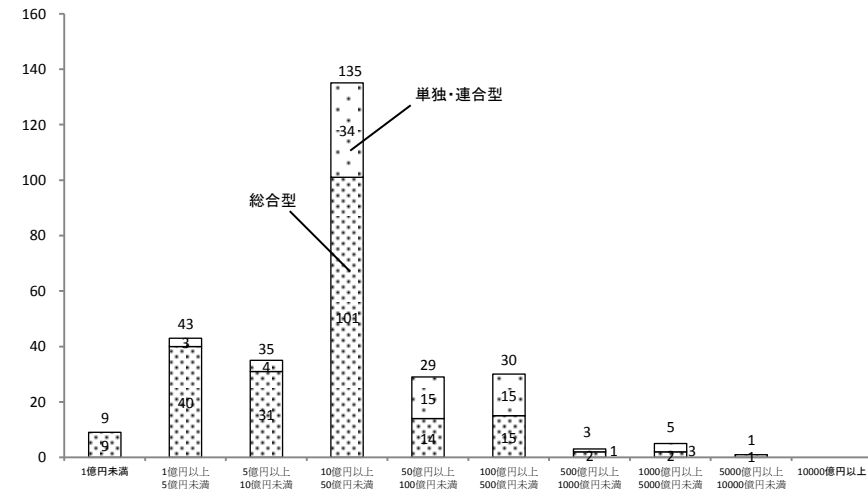
- 中小企業等への企業年金の普及を促進するため、簡易な制度設計(例: 数理計算)や手続きで設立できるDBの対象(※)を拡大する。
※現在は、加入者がいない閉鎖型DBにのみ認められている。

企業年金の資産額の分布

《確定給付企業年金》



《厚生年金基金(上乘せのみ、代行割れ基金を除く)》



改正法案審議の際の附帯決議の内容

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成25年6月18日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速やかな施行に努めるとともに、関係政省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
- 二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
- 三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
- 四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。

法施行後の厚生年金基金

□法施行後は厚生年金基金の新設はできず、施行日において存在する基金は、法律上は『存続厚生年金基金』として位置づけられることとなる。

《法施行後の基金の方向》

厚生年金基金

【解散】

- ・法施行後5年間の**特例解散**（自主解散型、清算型、清算未了特定基金型）
- ・上乗せ年金の再建

- 2. **特例解散等について**
- 3. **財政運営について**
- 4. **上乗せ部分の支援策について**

【代行返上】

- ・確定給付企業年金(DB)への移行支援措置

- 3. **財政運営について**
- 4. **上乗せ部分の支援策について**

【存続】

- ・法施行後5年間の財政運営
- ・法施行後5年経過後の存続基準と解散命令

- 3. **財政運営について**

1－(2) 制度改革の背景と 必要性等について

今回の制度改正の背景と必要性等について①

1. 制度改正の趣旨等

(1) 制度改正の背景と必要性

近年、金融危機などにより金融市場の変動が非常に大きくなっており、また、長期にわたる金利水準の低下に伴って確実に得られる利回りが低下するなど、基金の資産運用を取り巻く環境は不安定さを増している状況にあります。また、高齢化の進行や産業構造の変化に伴い、基金の加入者に対する年金受給者の割合、すなわち「基金の成熟度」が高まっており、年金債務の規模に比して支え手が少なくなる傾向が続いています。

このため、いったん大きな積立不足が生じた場合に、掛金の引上げ等により積立水準を回復することが難しくなっており、中には、母体企業の経営状況の厳しさから、基金継続に必要な掛金水準の負担が困難になっている状況も見られるところです。

これらの要因が複合的に進行した結果の一つの現れが、代行割れの構造化ですが、こうした状況は、代行割れ基金以外にも共通するものです。すなわち、上乘せ部分も含めて十分な積立てが行われている財政基盤の強固な一部の基金以外については、上乘せ資産(企業年金部分)に代行資産(厚生年金本体からの預かり金)を加えた大きな資産を保有することは、基金の財政運営上も、基金の事業主・加入員等にとっても、大きなリスクとなっています。このことは同時に、代行資産を基金に託している厚生年金本体の事業主・加入員にとっても、大きなリスクでもあります。

今回の制度改正は、こうした基金を取り巻く構造的な変化に対応し、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金の事業主・加入員が負うべき役割とリスクを再整理することを目的として、今般行われるものです。

今回の制度改正の背景と必要性等について②

(2) 制度改正の趣旨

(1)に記した近年の状況に鑑みれば、上乗せ資産(企業年金部分)に代行資産(厚生年金本体からの預かり金)を加えた大きな資産を保有することにより、基金の財政運営上、大きな追加負担のリスクを負っている状況となっています。

例えば、近年の金融危機に見られるように、資産市場のダウンサイドリスクが顕在化した場合、上記の大きな資産を保有していると、代行資産の積立不足分も含めた大きな積立不足が生じることになりますが、いったん積立不足が生じると、その都度、掛金水準の引上げ等、基金の加入員・事業主等に新たな負担が生じることになるのが現在の仕組みです。

しかしながら、(1)に記したとおり、産業構造の変化、基金の成熟度の高まりなどに鑑みれば、中小企業中心の基金の加入員・事業主等の負担の余力は徐々に低下するものと考えられます。このため、代行資産も含めて一体的に運用し給付する現行の基金の仕組みを、限られた職域で、将来にわたって安定的に維持することは、既に財政基盤が強固な基金を除けば、非常に困難なものとなっています。

これに対し、現在の基金の運営を企業年金部分に特化した場合、代行資産については厚生年金本体が管理することになるため、基金に追加負担のリスクは生じず、加入員・事業主等のリスクは企業年金部分のみに限定することが可能となります。

企業年金の役割を上乗せ資産(企業年金部分)に限定し、代行部分は厚生年金本体が担うこととすれば、企業年金の事業主・加入員のリスクを限定することが可能となりますし、また、厚生年金本体の事業主・加入員にとっても、代行割れのリスクを解消できる点でメリットが大きいものです。

今回の制度改正は、特例解散等の創設により、基金の解散・代行返上等を進めるとともに、他制度への移行支援等のための措置をあわせて講ずること等により、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金の事業主・加入員の役割とリスクの範囲を再整理するものです。

今回の制度改正の背景と必要性等について③

2. 今回の制度改正の内容

(1) 特例解散等について

今般の法改正は、上記のように、公的年金と上乗せ年金の関係の再整理を行うため、財政基盤が非常に健全な場合以外は、基金の解散・代行返上等を促進するものです。

特に、代行割れした基金については、厚生年金本体の被保険者・事業主にも一定のリスクを負って頂きつつ基金に迅速な取り組みを促すため、特例解散等の仕組みを創設しています。今回の改正による特例解散の仕組みは、納付猶予期間の最大30年への延長を可能としたり、分割納付を行う際の事業所間の連帯債務を外すなど、代行割れが大きな基金であっても解散しやすくなるよう、従前よりも相当程度柔軟な内容となっています。これは法施行後5年間の時限措置であるため、基金が特例解散を行う場合は、法施行後5年以内に行うことが必要です。

この特例解散の措置は、厚生年金本体の被保険者・事業主にも一定のリスクを負って頂きながら代行割れ基金が解散を行いやすくするためのものではありませんが、納付額については厚生年金本体の被保険者・事業主に理解を得ることのできる額を納付して頂くことが必要です。

なお、特例解散制度には自主解散と清算型の2通りがありますが、厚生年金基金が解散に向かう際の基本はあくまで自主解散を想定しています。清算型基金に指定されると、直ちに上乗せ給付が支給停止されるため、基金は直ちに全受給者に対して丁寧な説明が必要となり、また基金に支払われていた免除保険料相当額が厚生年金本体に支払われることとなるため、清算型基金に指定されるに至った経緯を直ちに加入員・事業主等に説明することが不可欠となります。また、清算型に指定されると上乗せ給付を再建することを検討する時間が十分に取れなくなる恐れも強いなど、清算型に指定されることは、様々な制約を伴い、基金の責任が厳しく問われるものであることに留意が必要です。

今回の制度改正の背景と必要性等について④

(2) 存続基準等について

今回の制度改正で導入された特例解散等の措置により代行割れしている基金の解散が促進され、また現時点で代行割れしていなくとも運用環境の変化に伴い代行割れしかねない基金についても、上乘せ給付の移行支援などにより解散又は代行返上が促進されることとなります。

一方、上乘せ部分を含めて十分な積立水準がある基金については、厚生年金基金として存続する選択肢もあります。この選択肢をとる場合、代行部分の1.5倍又は最低積立基準額を確保するという法定の存続基準を満たすことが必要になります。

厚生年金基金として存続する場合は、代行割れに係るリスクを厚生年金本体の被保険者・事業主に再び負わせることのないよう、二度と代行割れを起こさないことが必要です。この観点から、モニタリングの強化が行われるほか、法施行後5年後以降は、存続基準を満たさなくなった場合、解散命令の対象となります。

3. 上乘せ給付の再建について

(1) 上乘せ給付再建の意義

今般の制度改正においては、厚生年金基金が解散又は代行返上を行う際の様々な支援措置が講じられていますが、厚生年金基金として存続しない場合であっても、受給権保護の観点から、上乘せ給付の再建のご検討を頂くことが重要です。上乘せ給付を再建することは、加入員・受給者の受給権保護に加え、事業主にとっても、税務・会計上や人材確保上のメリットがあると考えられます。また、解散又は代行返上により代行部分を運用するリスクに区切りを付けた上で上乘せ給付を再建すれば、厚生年金基金として存続する場合よりもリスクを抑えつつ上乘せ年金を運営することができます。

今般の制度改正においては、上乘せ給付の再建を円滑に行えるように法令通達上の様々な手当てが実施されることとなっております。基金において今後の方向性を議論されるに際しては、受給権保護の観点の重要性に鑑み、上乘せ給付再建を主要議題としてご議論いただくことが重要です。

今回の制度改正の背景と必要性等について⑤

(2) 関係当事者間の議論の重要性

基金の今後のあり方については、基金の現状をふまえて議論されることとなるため、運営状況・財政状況・ガバナンスの状況等を含めた基金の現状について、基金の関係当事者に十分かつ適切な情報開示が行われることが前提となります。基金の今後のあり方が適切に検討されるためには、そのように情報開示がされた上で、上乗せ給付を再建する場合の給付・負担の水準、関係者の責任、運営に要するコストなどが具体的な選択肢として提示され、労使をはじめとする関係当事者間で議論が行われることが必要です。その際、基金事務局には、具体的な金額の入った選択肢を提示することをはじめとして、関係当事者が基金の今後のあり方をより適切に選択することができるように、中心的な役割を果たして頂くことが期待されます。

これまで基金が担っていた、賃金の後払い的な性格も持つ退職給付を関係者で支え合う仕組みを、今後どのようにしていくのか、関係当事者間で闊達な議論が行われることによって、基金の今後のあり方についての方向性が定まってくると考えられます。

(3) 上乗せ給付再建のための具体的なスキーム

例えば確定給付企業年金により上乗せ給付の再建を行う場合は、特例解散による分割納付期間の延長や発足時の積立不足の償却期間の延長等を活用することにより、現行と同程度の掛金負担で上乗せ給付を再建することも選択肢となるものと期待されます。詳細な設計に際してはキャッシュ・フロー面にも配慮が必要となりますが、発足時の積立不足の償却期間の延長等を活用すれば、現行と同じ負担額の場合、現行より予定利回りを下げることでも選択肢となるものと期待されます。予定利率を下げた上乗せ給付を確定給付企業年金で再建する際には、年金額や支給期間を現行通りとする以外にも、確定年金やキャッシュバランスプランといった、資産運用等に係るリスクをより抑える給付設計が可能です。

全体的に、今般の制度改正に伴う上乗せ給付再建は自由度が高いものとされており、確定給付企業年金において柔軟な給付設計が認められるほか、中小企業退職金共済制度への資金の移管や、積立不足が発生している状態での確定拠出年金への資金移管が可能となっています。また、上乗せ給付を再建する場合にどのような形とするかは事業所ごとの判断も可能です。基金の今後のあり方について関係当事者で議論される際は、上乗せ給付の再建について上記のような支援措置があることを踏まえつつ、基金の今後のあり方についての具体的な選択肢が示されることが重要です。

今回の制度改正の背景と必要性等について⑥

4. 企業年金制度の方向性

(1) 老後所得保障としての位置づけ

公的年金と企業年金を組み合わせることで老後の所得確保を行うという方向性は先進諸国に共通するものです。我が国では、平成16年の年金制度改革において、公的年金を徐々にスリム化する方向性が明示されており、今後、企業年金の重要性は高まっていくと考えられます。我が国の代表的な企業年金である確定給付企業年金、確定拠出年金は、制度創設後10年余りを経て、加入員数・実施事業所数とも順調に増加してきています。なお、来年度には確定拠出年金の拠出限度額引上げが実施される予定です。

これらの企業年金制度の拡充、加入者数・実施事業所数の更なる増加、中小企業でも実施しやすい仕組みとするための制度改善などが今後の課題であると考えられます。政府では、社会保障審議会企業年金部会において制度面の検討を予定しています。

(2) 関係者の役割

企業年金制度が発展していくためには、上述のような制度面などからの様々な取り組みに加えて、企業年金制度が若年世代を中心とする現役世代から信頼を得ることが必要です。

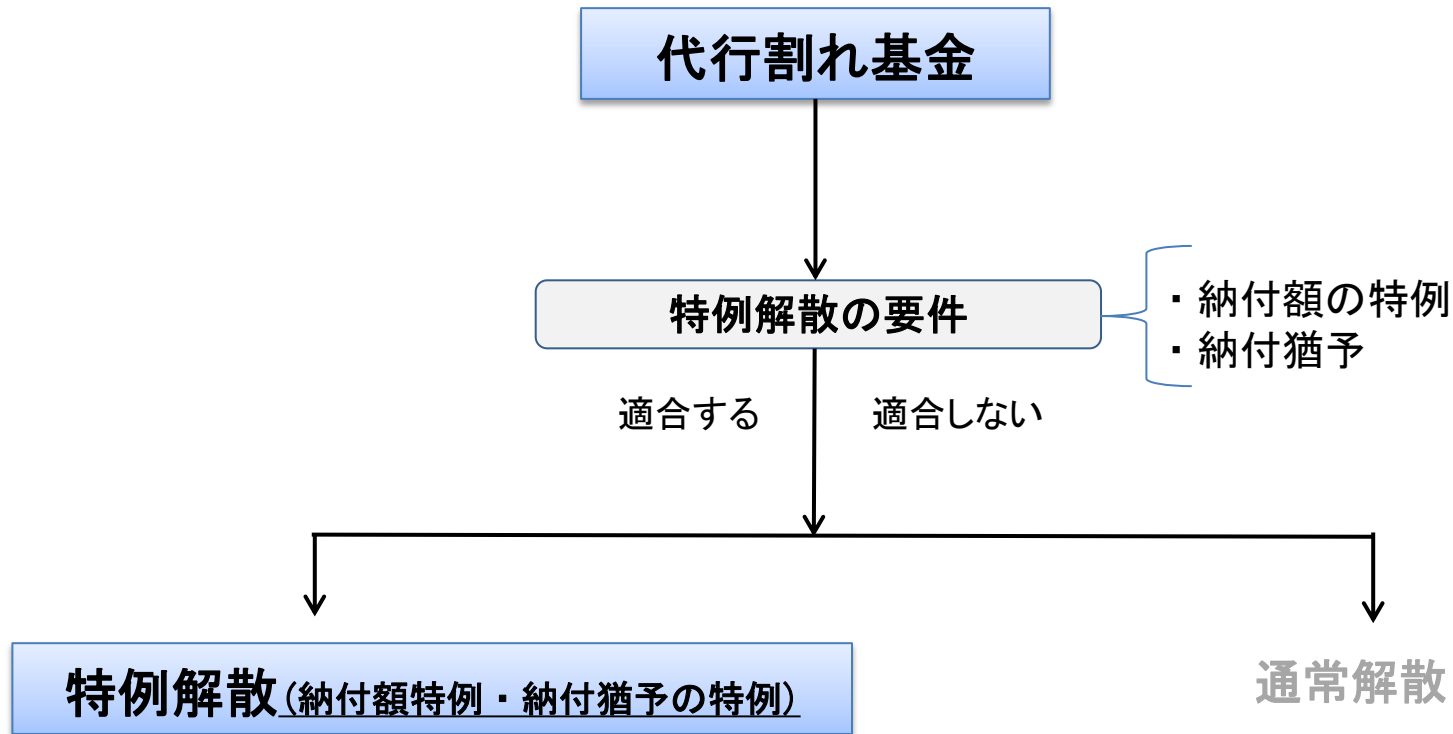
そのためには、企業年金制度の当事者たる労使はじめ事業主、加入員、受給者などから資産を託された受託者たる基金の役職員には、厚年法等の諸規定に基づき、高い意識をもって運営に携わっていただくことが不可欠となります。具体的には、厚年基金の役職員が厚年法等のみなし公務員であることは言うまでもなく、忠実義務、資産運用ガイドラインに記載された諸点をはじめ、受託者責任について高い意識を持って運営いただくことが不可欠です。

昨今の不祥事で明らかになった、利益供与によって運用方法に影響を生じたと見込まれるケースは、受託者責任違反の看過できない事態です。企業年金関係者には、もっぱら基金の当事者たる労使をはじめ事業主、加入員、受給者の利益を念頭においた事業運営を行って頂くことが必要です。このように、関係者一同に、企業年金の意義や、企業年金は誰のものかということ等を常に意識して頂くことが、現役世代からの信頼の獲得を通じた企業年金の一層の充実・発展のために不可欠です。

2. 特例解散等

特例解散

- 代行割れ基金が法施行後5年以内に解散する場合、一定の要件を満たす場合は『特例解散』を選択することができる。
- 特例解散の際には、①納付額の特例、②納付猶予の特例、の2つを申請することができる。
※ 特例解散は、自主的に解散を選択する「自主解散型」を基本とするが、例外的な措置として、財政状況が一定水準に満たない等の要件を満たす基金を厚労大臣が解散すべき基金と指定する「清算型」が併せて法定されている。



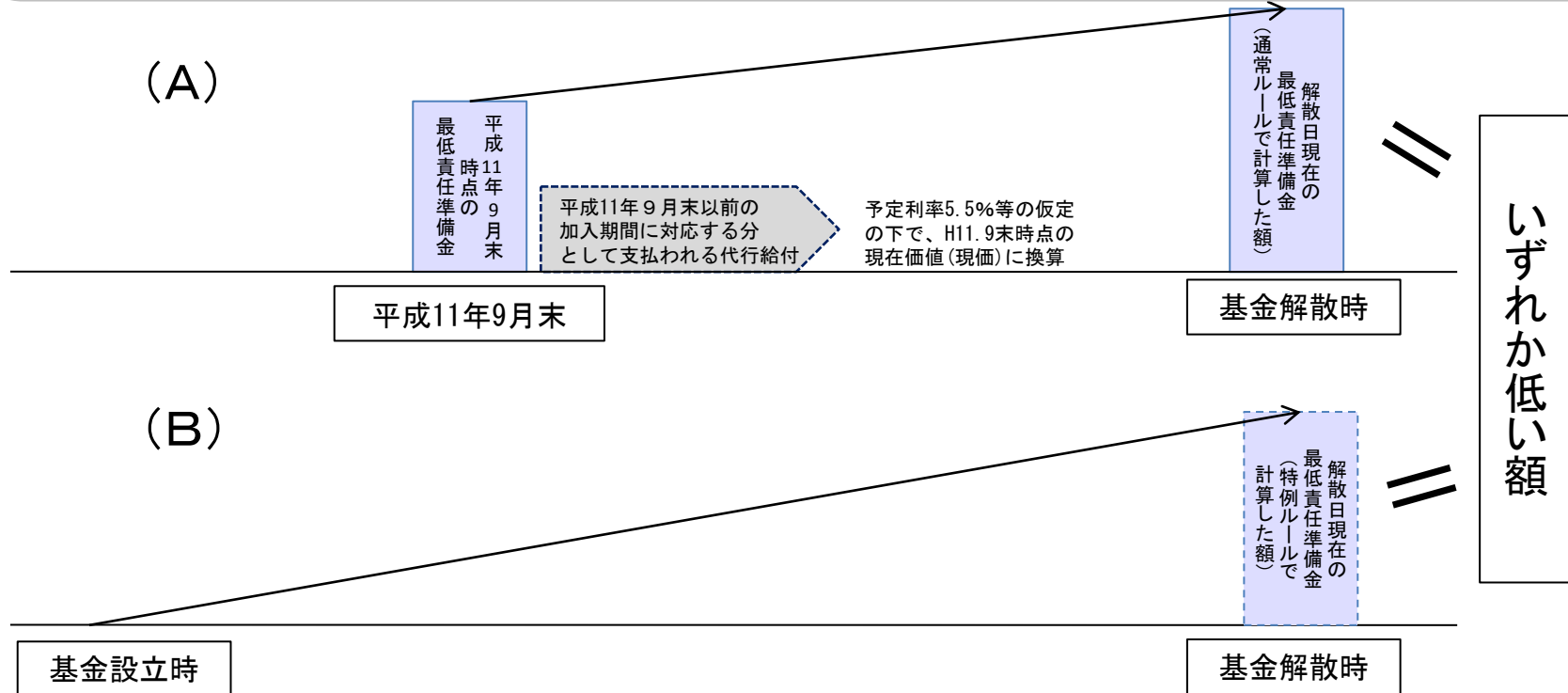
※ 特例を受けた場合、基金名等を公表することが法定されている。

納付額の特例①

□厚生年金基金が解散した場合、最低責任準備金を国に返還する必要があるが、その際、返還すべき最低責任準備金の額について、従前の特例解散と同様、以下の納付額の特例を申請することができる旨を法定。

- (A) 平成11年9月末を起点に元利計算したもの（通常）
(B) 基金設立時を起点に元利計算したもの（特例額）
- いずれか低い額

※(B)の計算において特例額よりも純資産の方が大きい場合は、純資産の額



(※1) 特例の申請期間は、平成26年4月から平成31年3月まで。

(※2) 利率については、期ずれのないものを原則とするが、期ずれのある場合を選択することも可能とする。

(※3) 当月の最低責任準備金＝前月の最低責任準備金＋厚年本体の実績利回り(利子)＋各月の免除保険料(収入)－各月の代行給付費相当額(支出)

(※4) 特例を申請すると、上乗せ給付は全額支給停止。

納付額の特例②

- 納付額の特例を受けるためには基金側の業務運営上の努力が必要である旨を法定（具体的要件は政令等で規定）。
- 本特例措置は、現行の特例解散制度でも設けられており、政省令等では同様の要件を求める。

納付額の特例の認定要件

	法律上の規定	具体的要件
基金	申請日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件	<p>次のいずれにも該当すること</p> <p>○掛金について、次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること【政令】 ・申請前2年間において、 $\text{基金の総掛金率} \times 1.4 \div (1 + \text{基金のプラスアルファ水準})$ $- \text{基金の免除保険料率} > 2.6\%$ を満たす掛金を徴収していること【政令・省令】 <p>○給付抑制のための措置を講じていること【政令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準の引下げ【通知】 ・加算型基金における選択一時金の停止【通知】 ・代行型基金における代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用【通知】等

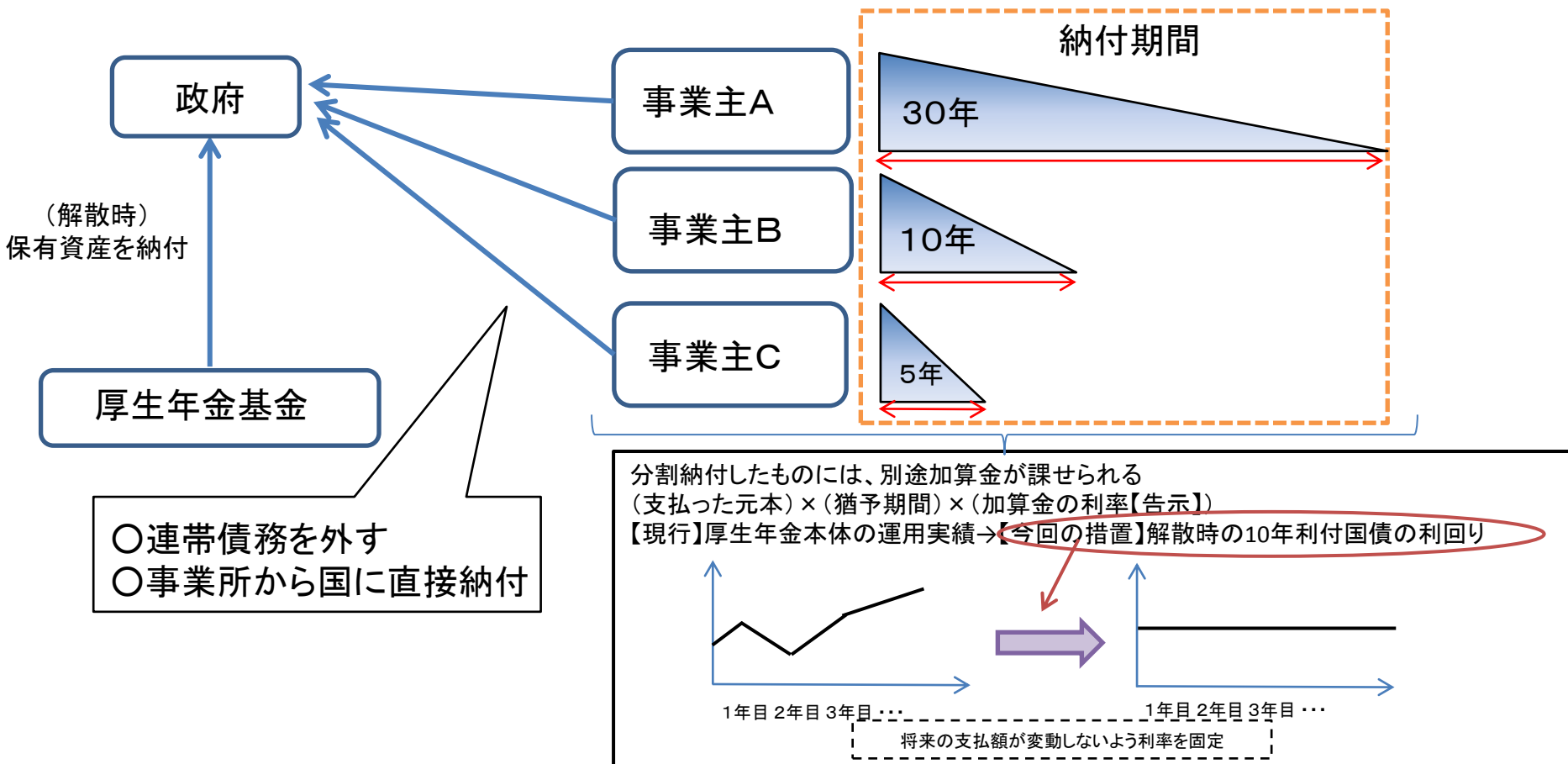
納付猶予の特例①

□通常は解散時に最低責任準備金を一括で国に返済する必要があるが、納付猶予の申請をすることが可能。

□従前の特例解散における納付猶予について、今回の改正により、次の見直しを法定。

①事業所間の連帯債務外し、②利息の固定金利化、③最長納付期間の延長(15年→30年)

□基金が保有する資産は解散後、すべて国に返還し、基金は清算。代行割れ部分を各設立事業所の事業主で負担し、事業主から分割で国に返還する。



納付猶予の特例②～通常の納付猶予～

- 納付猶予の特例については、①通常の納付猶予(最長10年)、②納付猶予期間の延長等、の二段階の構造になっており、それぞれ要件を法定。
- 納付猶予の特例は、基金・事業主がそれぞれ計画を提出して申請することとなり、要件もそれぞれ設定。
- 通常の納付猶予については、
 - ① 基金の要件については、現行の納付額特例と同様、政省令等で現行の納付額の特例と同様の要件を求める。
 - ② 事業主の要件については、経営の状況や上乘せ給付の再建の意向を踏まえた納付計画の合理性などを要件として設定する。

納付計画の承認要件

	法律上の規定	具体的要件
基金	申請日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件	次のいずれにも該当すること ○ 掛金について、次のいずれかを満たすこと ・ 申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること【政令】 ・ 申出前2年間において、 $\text{基金の総掛金率} \times 1.4 \div (1 + \text{基金のプラスアルファ水準}) - \text{基金の免除保険料率} > 2.6\%$ を満たす掛金を徴収していること【政令・省令】 ○ 給付抑制のための措置を講じていること【政令】 ・ 給付水準の引下げ【通知】 ・ 加算型基金における選択一時金の停止【通知】 ・ 代行型基金における代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用【通知】 等
事業主	事業主が納付すべき額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件	次のいずれにも該当すること ○ 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て納付計画等に記載された事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的であると認められること【省令】 ○ 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること【省令】 ○ 事業主の負担する金額が、事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正であると認められること【省令】

納付猶予の特例③～納付猶予期間の延長等～

- 通常の納付猶予は最長10年だが、一定の要件を満たした基金について、その設立事業所の事業主の納付計画を最長30年まで延長できる等の計画の変更ができる(今回の法改正で最長納付猶予期間を15年から30年に延長)。
- 納付計画の最長30年への延長は、長期にわたる分割納付を認めるものであり、厚生年金被保険者やその事業主の理解を得るためにも、通常の納付猶予と比べて、基金の運営について更なる努力をしている等の要件を求めることとする。この場合、上乘せ給付の再建の意向に配慮する。
- 納付猶予の承認申請と同時に納付計画の変更の申請を行うことができることとする。(※1)

分割納付期間の最長30年への延長

	法律上の規定	具体的要件
基金	承認の申請日までに業務の運営について著しく努力し、	<p>納付計画の承認に記載された相当の努力の要件に加え、さらに以下の3つのうち2つ以上に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掛金について、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・申出前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること【政令】 ・申出前2年間において、 $\text{基金の総掛金率} \times 1.36 / (1 + \text{基金のプラスアルファ水準}) - \text{基金の免除保険料率} > 2.6\%$ を満たす掛金を徴収していること【政令・省令】 ○年金たる給付の減額その他年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること【政令】 ○基金の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他基金の年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を満たすために必要な措置を講じていること【政令】
	その事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件	<ul style="list-style-type: none"> ○基金の年金給付等積立金の額が当該基金の設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること【政令】

(※1) 通常の納付猶予(最長10年)期間内では、納付できないやむを得ない理由があるときに、延長(最長30年)のための計画変更の申請ができるが、当初の納付計画提出時に30年延長の要件を満たすことが見込まれる場合は同時に提出を可能とする措置。

(※2) 変更申請する場合の事業主の納付計画の承認要件は、前頁の納付計画の承認要件と同じとする予定。

(※3) 被災地の基金には一定の配慮。

納付計画提出の特例

- 特例解散による納付猶予を受けるためには、すべての事業主が納付計画を提出することが法定されている(基金が保有している資産を国に納付、残りの額を事業主が国に納付(連帯なし))。
- 円滑な解散を促進するため、特定の事業主が基金と併せて国に納付することが適当であると見込まれる場合には、原則的な取扱いに加えて、一部事業主(連帯あり)が基金と共同して国に納付する形態も認める。

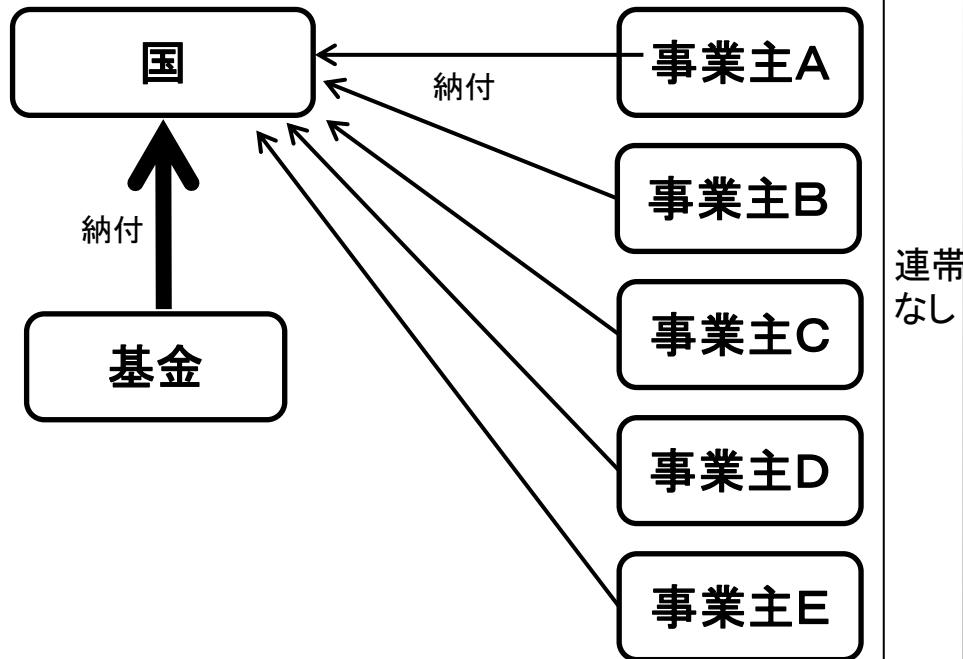
<原則的な取扱い>

[前提条件]

以下の条件を満たすこと(法定)

- ①全事業主が納付計画を提出(基金が保有している財産を国に納付、残りを事業主が国に納付)
- ②[現行方式における(国→基金)の債権額]
=[新方式による(国→基金)と(国→事業主)の債権額の合計]

<債権債務関係>



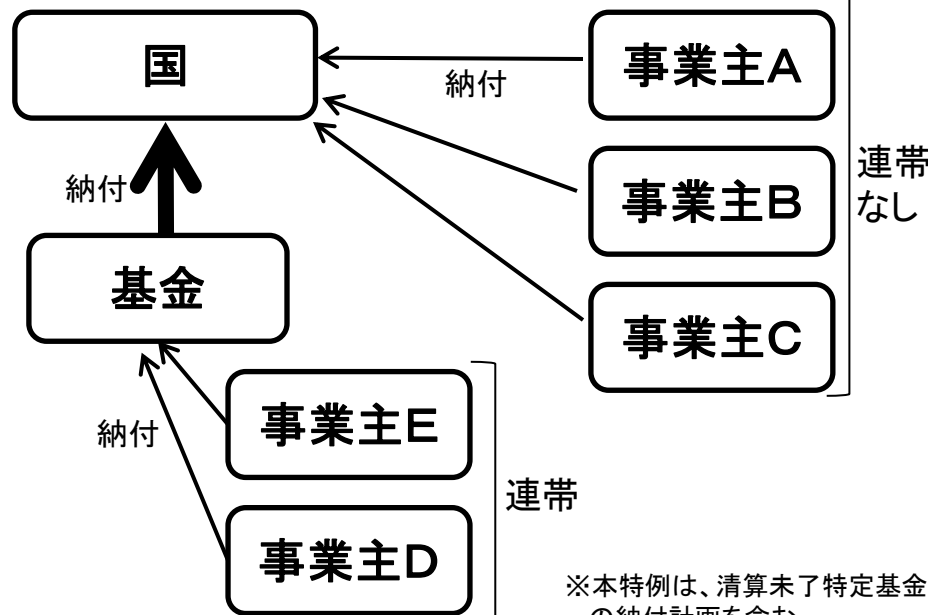
<特例>

[前提条件]

以下の条件を満たすこと

- ①全事業主が納付計画を提出することを原則としつつ、特例措置として、一部の事業主の負担を基金の納付計画に併せて国に提出することも可能(基金が保有している財産と当該事業主の負担分を国に納付、残りを他の事業主が国に納付)
- ②[現行方式における(国→基金)の債権額]
=[新方式による(国→基金)と(国→事業主)の債権額の合計]

<債権債務関係>



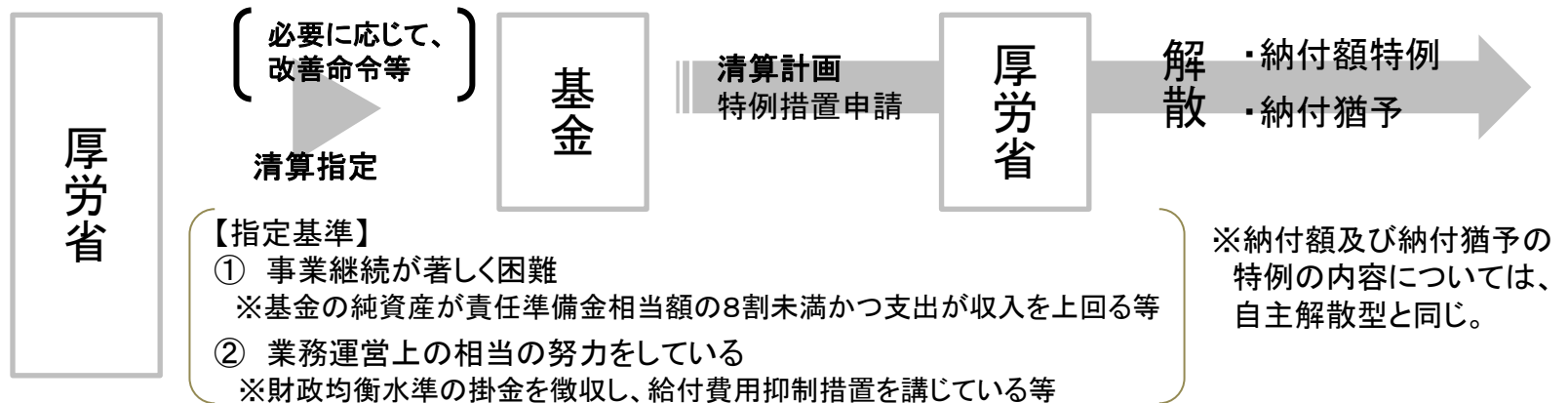
※本特例は、清算未了特定基金の納付計画を含む

清算型基金

- 今回の特例解散制度は「自主解散型」を基本とするが、代行割れを二度と起こさないという観点から、財政状況が一定水準に満たない基金について、「清算型基金」の仕組みを法定。
 - 厚生労働大臣が基金を指定した場合、基金は速やかに清算計画を提出した上で解散となる。
- 清算型基金は、自主解散型と同様に特例措置の申請を行うことができるが、以下の留意点がある。
 - 清算型の指定を受けると直ちに上乘せ給付が停止される。
 - 上乘せ給付の再建について、十分な検討を行うことが困難であり、受給者等が不利益を被る可能性。
- 清算型基金の指定要件を満たす基金であっても、今後の基金の方向性について適切な検討が行われていない場合には、基金として取り得る選択肢を事業主・加入員等に提示した上で、今後の方向性について検討を進めることを求め、必要に応じて、報告徴収(厚生年金保険法第178条)、改善命令(同法第179条)等を行う。

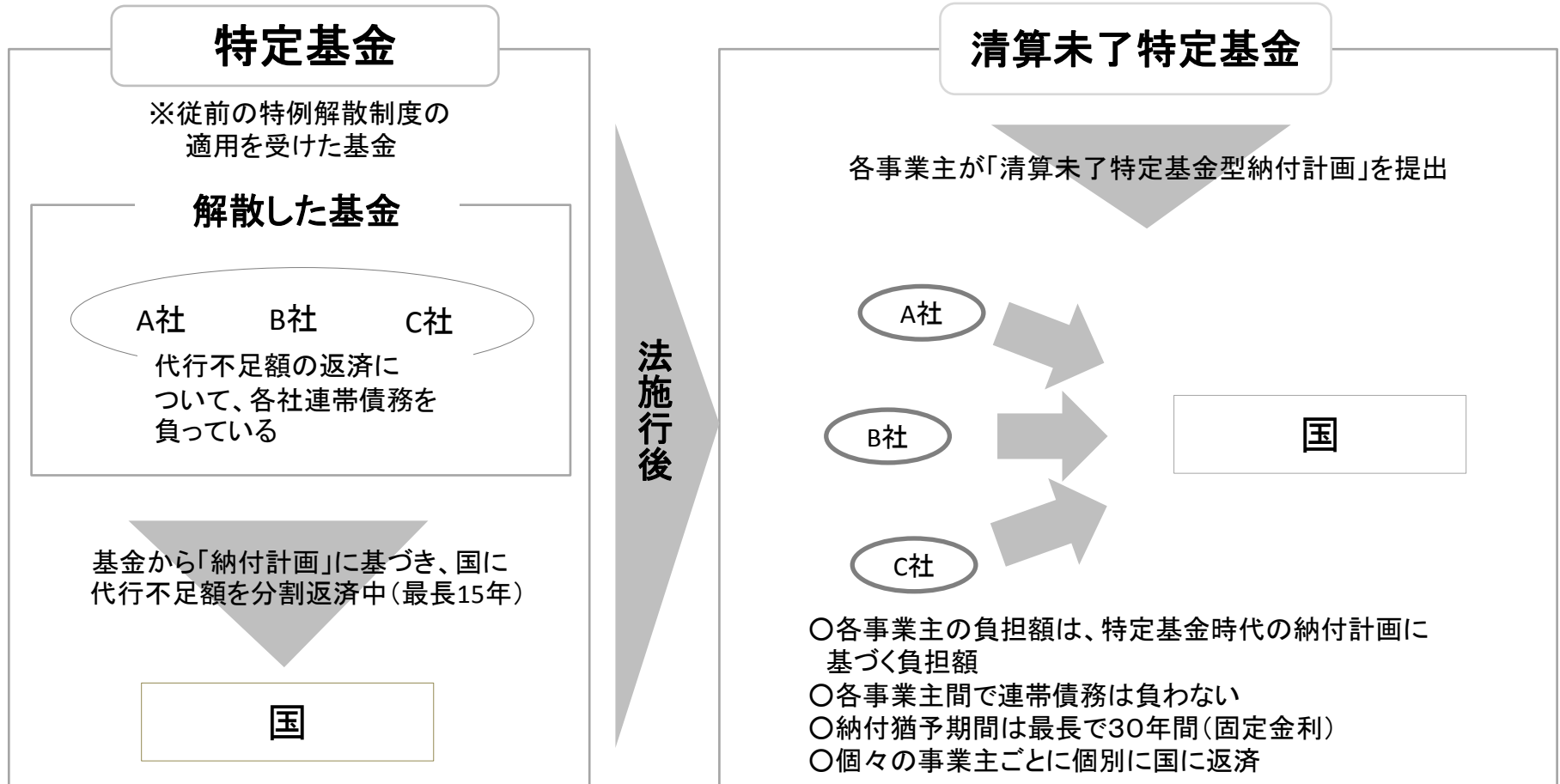
その上で、清算型に指定された場合は、事業主・加入員・受給者に清算型に指定されるに至った基金の財政状況を説明することを求めるとともに、必要に応じて、基金役員の改任命令(同法第179条)等を行い、基金の運営責任を問うこととする。
- 清算型基金については、基金の財政状況とともに、解散や上乘せ再建に向けた取組み状況等を確認し、総合勘案した上で、指定を行うこととする。

〈清算型(自主解散の例外として法定)〉



清算未了特定基金

- 特定基金制度は今回の法改正により廃止。法施行日において特定基金である基金は、「清算未了特定基金」となる。
- 清算未了特定基金の各事業主は、清算未了特定基金型納付計画を提出することで、今回の法改正に基づく納付猶予の特例措置を受けられることができる。



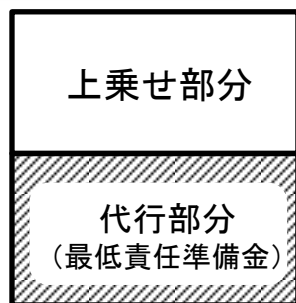
※1平成25年9月末時点の特定基金:5基金

※2納付計画の承認要件と同様の要件を規定する【省令】ほか、調整利率を定める【告示】

最低責任準備金の納付

- 今回の法改正により、将来返上の認可を受けた基金は、資産保全の観点から、解散の認可等の前でも責任準備金相当額の全部又は一部を前納できる仕組みを創設。
- 前納できる金額の基準は、給付に充てるべき積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。【政令】
- 代行返上時と同様の条件により、物納を可能とした。

通常の場合

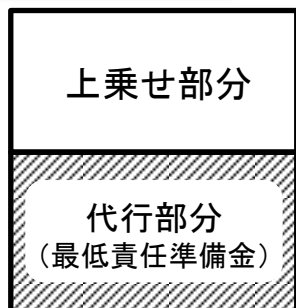


将来返上

解散

全を一括して
国に返還

前納する場合



① 全部又は
一部を国に返還
(前納)

①

② 残りを
国に返還

②

※前納した額が解散時の最低責任準備金を上回る場合は、差額を還付【政令】

法施行後の企業年金連合会

□連合会は、法施行後は存続連合会として存続し、代行部分の新規引き受けは行わない。そのため、法施行後に解散した厚生年金基金の代行部分は国に返還することとする。

※基金は代行部分と薄皮部分を受給者に支給する必要がある（脱退時に薄皮部分を一時金で清算することは不可）。

□確定給付企業年金法に基づく新連合会が成立したときに、存続連合会は解散する。

□政省令等では、根拠法が確定給付企業年金法になること等による技術的な規定の整備を行う。

施行日

新連合会設立
→存続連合会解散

連合会

存続連合会

新連合会

業務の根拠
※

①厚生年金保険法
②確定給付企業年金法
③確定拠出年金法

・改正法附則

①確定給付企業年金法
②確定拠出年金法
③改正法附則

業務内容

①基金由来の者への給付
（代行部分＋上乘せ）
②DB由来の者への給付
③DCから委託を受けて行う業務

・基金由来の者への給付
（代行部分については過去引受のみ＋上乘せ）
・DB由来の者への給付
・DCから委託を受けて行う業務

①DB由来の者への給付
②DCから委託を受けて行う業務
③基金由来の者への給付
（過去引受のみ）

※ 下線部分は設立根拠。

※ 業務の根拠規定の数字は、それぞれ業務内容の数字と対応。

※ 新連合会となっても、現行の会員サービス等は実施可能。

3. 財政運営

法施行後の財政運営

- 法施行後5年後以降も基金として存続することを目指す場合は存続を前提とした財政運営となる。
- 一方、法施行後5年以内に解散又は代行返上をする予定の場合は、解散又は代行返上に向けた計画にもとづく財政運営となる。

《法施行後の財政運営》

厚生年金基金

【法施行後5年後以降も存続する予定の場合】

- ・ 存続基準に向けた段階的な積立
- ・ 継続基準及び非継続基準の財政検証

【法施行後5年以内に解散又は代行返上する予定の場合】

- ・ 解散計画又は代行返上計画の策定
- ・ 解散計画又は代行返上計画の進捗の検証

法施行後の財政運営について

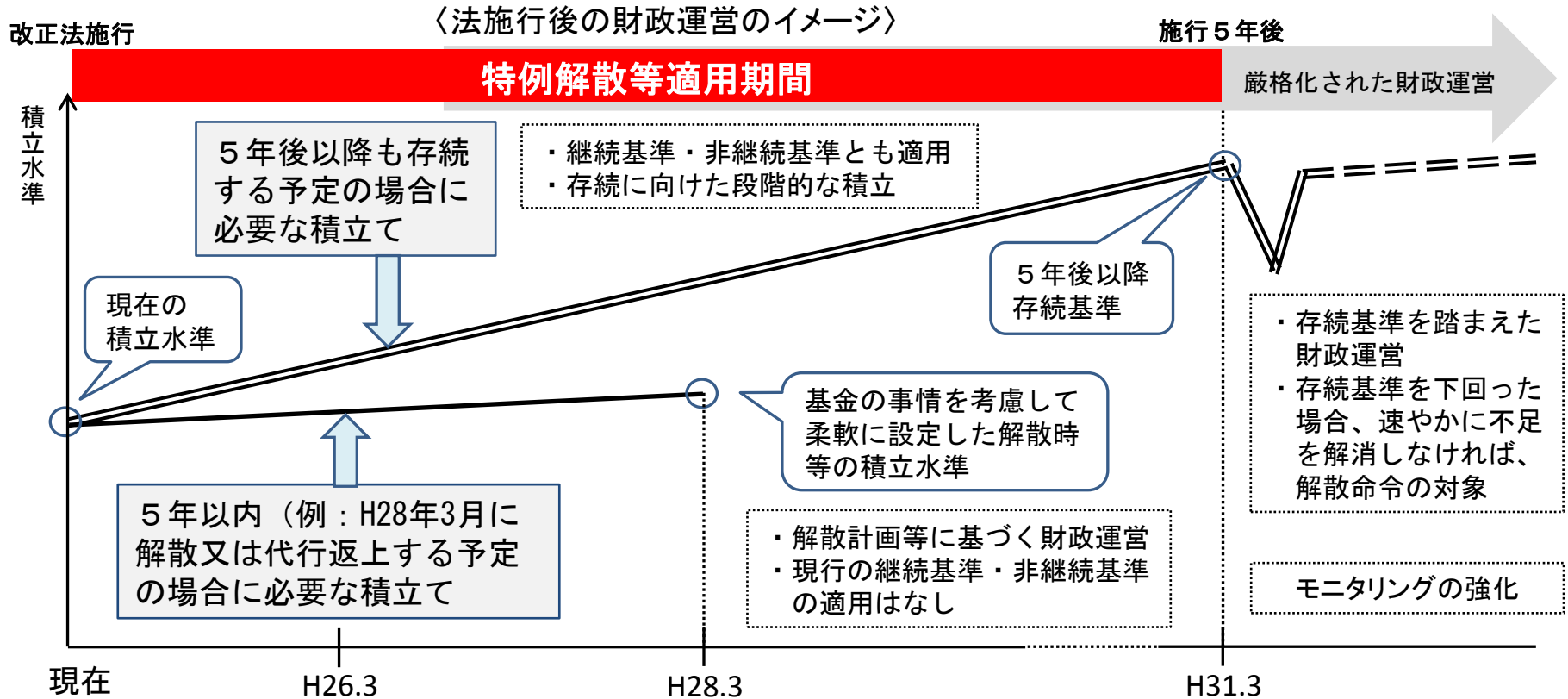
【5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合】

□ 継続基準・非継続基準とも適用され、5年後以降存続に向けた段階的な積立水準を満たすことが求められる。また、モニタリングが強化されるほか、5年後以降は、存続基準（代行部分の1.5倍又は最低積立基準額）を下回った場合、速やかに積立不足を解消しなければ、解散命令の対象。

【5年以内に解散又は代行返上する方向性の場合】

□ 基金の事情を考慮して設定した解散計画又は代行返上計画を指針とする財政運営。

➡ 解散計画等を提出した場合は、通常の財政運営に基づく掛金の引上げに替えて、解散計画等を達成するための掛金対応を求めることとする。



法施行後5年間の財政運営について①-1

法施行5年以内に解散又は代行返上する方向性の場合

【法施行5年以内に解散又は代行返上する方向性の場合】

- 基金で作成した、解散計画・代行返上計画に基づく財政運営。
- 解散計画・代行返上計画には、計画の適用日及び解散(代行返上)予定日、積立目標等を記載。
- 解散計画・代行返上計画は、計画の適用開始時期までに提出。

資産運用利回りの前提は、

- ① 当基金の過去5年の実績利回り(基金の予定利回りを上限)
 - ② 公的年金の財政見通しにおける運用利回り
 - ③ 最低積立基準額評価上の予定利回り
- のいずれか大きい率を上回らないこと

計画策定時点で確定している
決算時における
積立水準

計画策定時点
における
積立水準

積立水準が下がらない計画

計画どおり進んでいるか確認

積立目標

計画の適用日

解散(代行返上)予定日

法施行5年後

シミュレーションの結果、計画策定時点における積立水準を下回らない水準になること(代行割れの場合は当該条件が満たされること又は代行割れの額が拡大しないこと)。

法施行後5年間の財政運営について①-2

法施行5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合

【法施行5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合】

□非継続基準の財政検証において、従来の最低積立基準額との比較に加え、最低責任準備金との比較を追加。(平成26年度は最低責任準備金の1.1倍、以降0.1倍ずつ増えて平成30年度以降は最低責任準備金の1.5倍との比較。)

〈非継続基準の財政検証〉

- 最低積立基準額との比較は従来どおり。
- 最低責任準備金の1.5倍との比較は、経過的に以下のとおり。

最低責任準備金
との比較

平成26年度
1.1倍

平成27年度
1.2倍

平成28年度
1.3倍

平成29年度
1.4倍

平成30年度～
1.5倍

- 財政検証の結果、純資産が最低積立基準額を下回った場合は、
 - ① 積立比率に応じて積立不足を償却する方法
 - ② 回復計画を作成する方法のいずれかにより、原則翌々事業年度までに対応が必要。
- ただし、①及び②は、最低責任準備金に対する段階的な積立を踏まえ、次頁のような形とする。

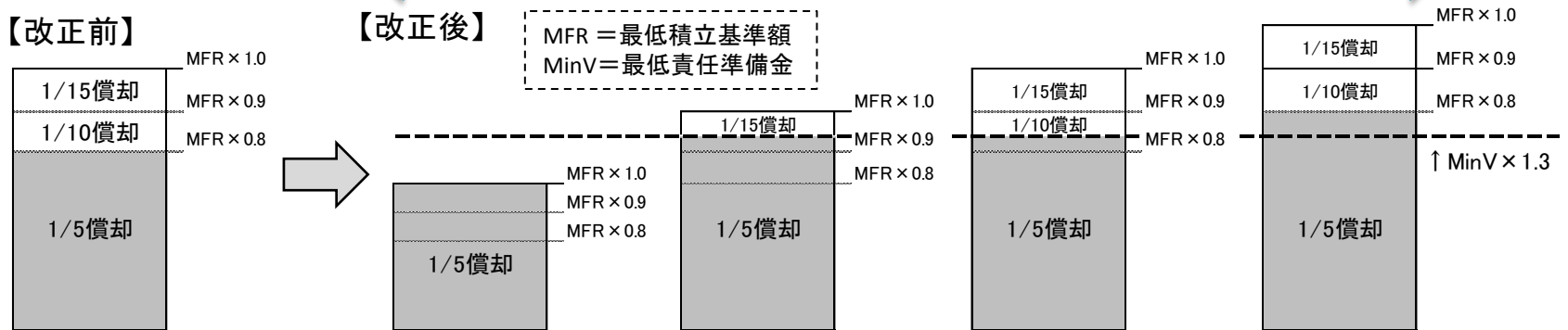
法施行後5年間の財政運営について②

法施行5年後以降も厚生年金基金として存続を目指す場合 — 非継続基準抵触時の対応 —

(1) 積立比率に応じた方法

- 現行は、最低積立基準額 × 0.8に対する不足額が5分の1償却となっているが、
- 改正後は、最低積立基準額と最低責任準備金の一定倍のうちいずれか小さい額に対する不足額まで5分の1償却※とする。

※ 最低責任準備金の一定倍 < 最低積立基準額 × 0.8のときは、現行と同様、最低積立基準額 × 0.8に対する不足額を5分の1償却とする。
 (イメージ図)



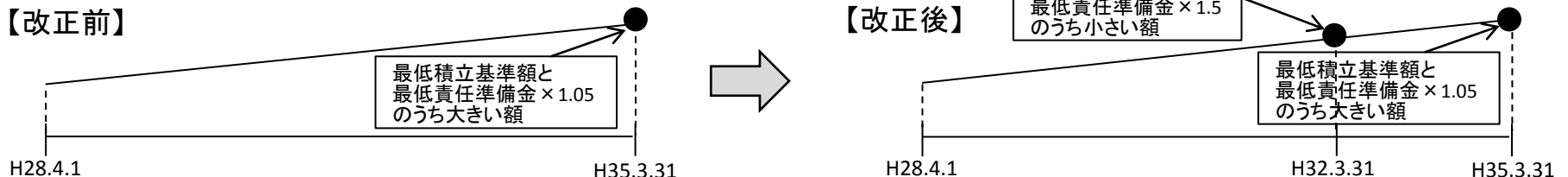
(注1) 改正前は、上図のほか、最低責任準備金 × 1.05に対する不足額の償却額との丈比べあり。

(注2) 改正後は、平成26年度末に非継続基準に抵触し、平成28年度に掛金対応する場合のイメージ図(最低積立基準額 × 1.0、最低責任準備金 × 1.3を基準として算出)。

(2) 回復計画による方法

- 現行は、7年後に最低積立基準額と最低責任準備金の105%のいずれか大きい額まで回復することとなっているが、
- 改正後は、加えて平成31年度末に最低積立基準額と最低責任準備金 × 1.5のいずれか小さい額まで回復することを求める。

(イメージ図)



(注) 改正前、改正後ともに、平成26年度末の非継続基準に抵触し、平成28年度からの計画を作成した場合のイメージ図。

法施行後5年経過後の財政運営について①

- 法施行後5年後以降は、基金として存続するための要件を踏まえた財政運営を行う。
- 存続要件を満たさない場合、速やかに積立不足を解消しなければ、解散命令の対象となる。

5年経過後に存続するための要件

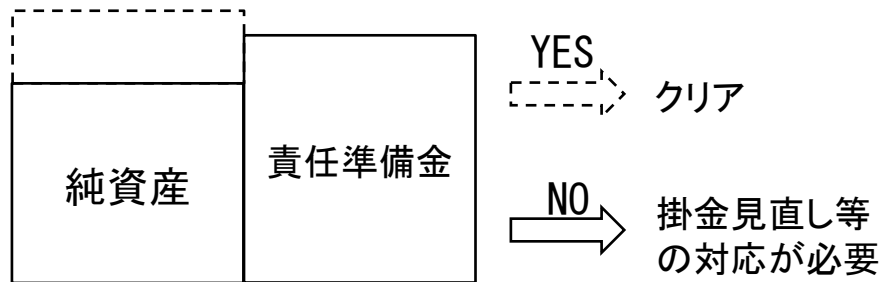
事業年度末において、以下のいずれの要件も満たさない場合には、厚生労働大臣は第三者委員会の意見を聴いて解散を命ずることができる。

- ①純資産 \geq 最低責任準備金 \times 1.5 (代行部分の債務の1.5倍)
- ②純資産 \geq 最低積立基準額 (決算日までの加入期間に見合う「代行+上乘せ」の債務)

法施行後5年経過後の財政検証

〈継続基準〉

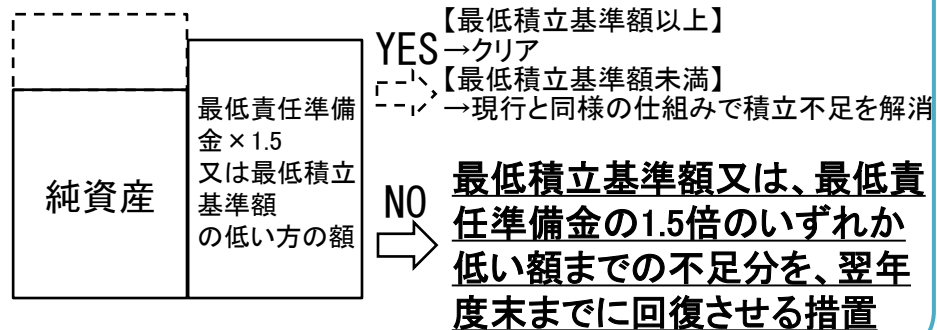
責任準備金(給付債務から今後入ってくる掛金を控除した額)以上の資産を有しているか。



存続要件を踏まえた財政運営

〈非継続基準〉

最低責任準備金の1.5倍又は最低積立基準額のいずれか低い額以上の資産を有しているか。



法施行後5年経過後の財政運営について②

- 代行資産保全の観点から、従来の報告等に加え、以下のとおりモニタリングを強化。
- 参・厚労委附帯決議でも、基金の資産状況等に対する従来以上のモニタリングが求められている。

モニタリングの強化

※法施行後、順次適用。(①②は平成26年4月1日、③④は平成31年4月1日からの適用。)

モニタリングを強化

基金

- ①各月末における最低責任準備金と純資産の額
- ②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合
- ③各四半期末における母体企業の経営状況
(中小企業には一定の配慮)
- ④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施

四半期業務報告書の提出時に併せて報告
(解散を議決した場合は従来通りの報告)

厚生労働省

平成25年6月18日 参・厚労委附帯決議 四

『代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと』

その他の措置

法施行後5年経過後も存続する基金に対しては、代行資産の保全の観点を踏まえ、プラスアルファ水準(上乘せ給付の水準)について、以下の措置を講じる。

※平成26年10月1日からの適用。

〈現行〉

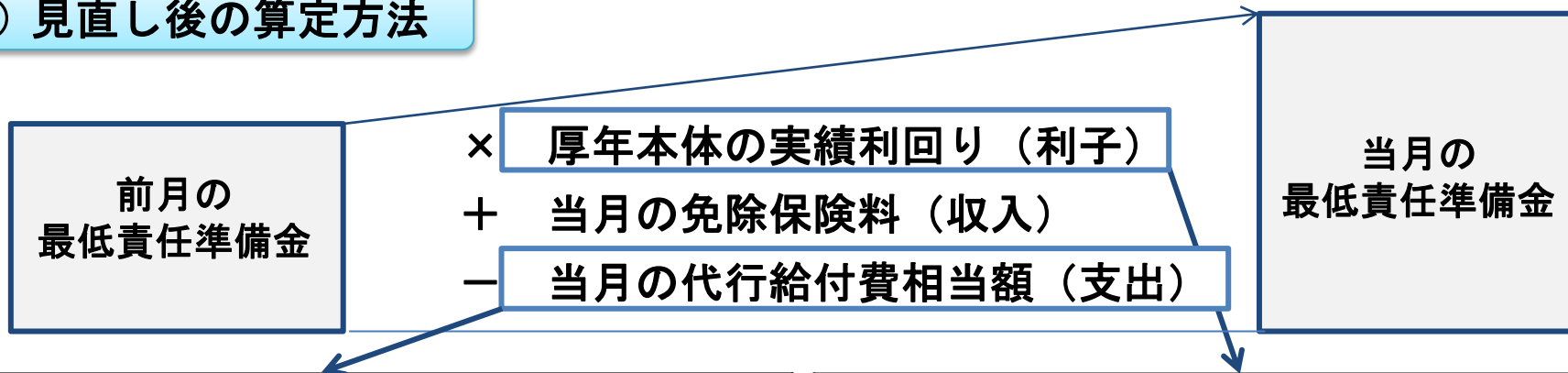
経過措置として代行給付の1割以上のプラスアルファ水準(上乘せ給付の水準)を義務づけ。

〈法施行後〉

給付減額を行う場合のプラスアルファ水準(上乘せ給付の水準)は代行の3割以上を確保。

(参考) 最低責任準備金の算定方法の見直し①

① 見直し後の算定方法



① 代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正

<現行>	<改正後>
0. 875	受給者の年齢区分に応じて3段階に設定。 ※平成17年4月まで遡及可。
	・ 75歳以上 … 1. 00
	・ 65歳以上75歳未満 … 0. 96
	・ 65歳未満 … 0. 69

② みなし7号方式の導入

<現行>	<改正後>
7号方式	7号方式 本体と全く同じ停止をした場合の給付費を算出。
7号方式	みなし7号方式 在職老齢年金及び雇用保険との調整については実績を用い、それ以外については一定率(0.998)を用いて算出。

③ 計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ（「期ずれ」）の補正

<現行>	<改正後>
前々年度の確定値を当年分の計算に適用。 (例) 平成13年分の最低責任準備金の計算 →平成11年度の実績(3.62%)を用いる。	期ずれを解消する。 (確定値+直近は推計値※) (例) 平成13年度分の最低責任準備金の計算 →平成13年度の実績(1.99%)を用いる。

※厚生年金本体の決算が確定していない年度については、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が公表する運用結果を用いるものとする。

※なお、解散計画を提出し、納付猶予特例により解散する基金の代行割れ相当額については、解散計画提出時から解散時までの利子は解散後と同様に国債利回りとする。

(参考) 最低責任準備金の算定方法の見直し②

② 5年間の特例措置

□ 算定方法の見直しに伴う最低責任準備金の変動により、予定していた解散等が困難とならないよう、法施行後5年間の特例措置として、以下の選択を可能とする。

(1) 代行給付費の算定方法

→法施行後5年間の時限措置として、0.875という係数を用いた算定方式の選択を可能とする。

(2) 元利計算方式における厚生年金本体利率の適用時期

→法施行後5年間の時限措置として、通常解散・代行返上の際の最低責任準備金及び特例解散の際の減額最低責任準備金の算定に用いる元利計算の利率は、期ずれがあるものの選択を可能とする。

〈法施行後5年間の特例措置として選択可能な算定方法のイメージ〉

(1) 代行給付費の算定方法		通常解散・代行返上		特例解散			
		最低責任準備金 (元利計算の起点は平成11年9月末)				減額最低責任準備金※ (元利計算の起点は基金設立時)	
(2) 元利計算方式における厚生年金本体利率の適用時期		期ずれあり	期ずれなし	期ずれあり	期ずれなし	期ずれあり	期ずれなし
7号方式		8通り		16通り			
みなし7号方式							
8号方式	年齢階級別3区分係数						
	年齢に関係なく0.875						

※純資産額とのたけくらべ有り

4. 上乗せ部分の支援策

上乘せ部分の支援策について

□加入員、受給者、事業主にも一定のメリットがあることから、上乘せ給付を保全することは重要。
 →当事者である事業主・加入員・受給者に対して、具体的な選択肢が提示され、今後のあり方について検討いただくことが重要。

※参・厚労委附帯決議にも「二、…加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。…」の旨が盛り込まれている。

□代行割れ基金については、分割納付と並行して、上乘せ部分の再建が進められるようにする。

上乘せ部分の受給権保全のための移行支援策

(1) 確定給付企業年金(DB)への移行支援

- 移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長
- 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設

(2) 確定拠出年金(DC)への移行支援

- 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和
- 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和

(3) 退職金の再積立支援

- 代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚年本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置
 - ・厚年本体への分割納付期間延長
 - ・各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和

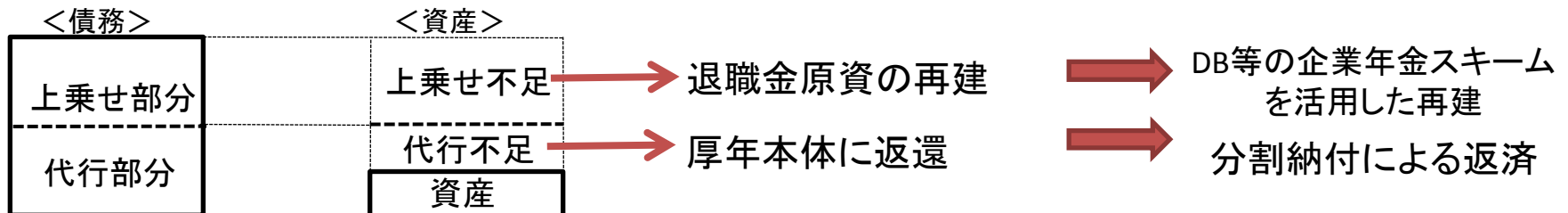
(4) その他

- 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設
- 申請書類や手続きの簡素化
- 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供

【代行割れはしていないが、上乘せ部分は積立不足である基金】



【代行割れ基金】



代行割れしている場合

- 特例解散制度は、納付額特例、分割納付、連帯債務外しなど事業主の負担に配慮。
- この場合、あわせて上乗せ給付を再建することが望まれることから、積立不足の償却期間の延長(最長30年)等の支援措置を新たに導入。給付設計等について関係者の合意が得られれば、上乗せ給付を再建することも可能(加入員にとってメリット)。
- また、法施行5年後には特例解散制度がなくなり、財政運営が厳格化して解散時の事業主の負担にも大きく影響。
- 基金の今後のあり方は上記のように事業主・加入員等に大きく影響。特例解散制度の活用等について事業主、加入員、受給者など関係者と十分検討頂き、速やかに今後の方向性を得ることが求められる。

改正法施行
2014.4.1

法施行5年後
2019.4.1

特例解散適用期間

厳格化された財政運営

	特例解散(自主解散型・清算型基金)	通常解散
特例措置	・納付額の特例 ・分割納付(最長30年) ・事業所間の連帯債務外し	なし
上乗せ支援	・積立不足の償却期間の延長(最長30年)等	

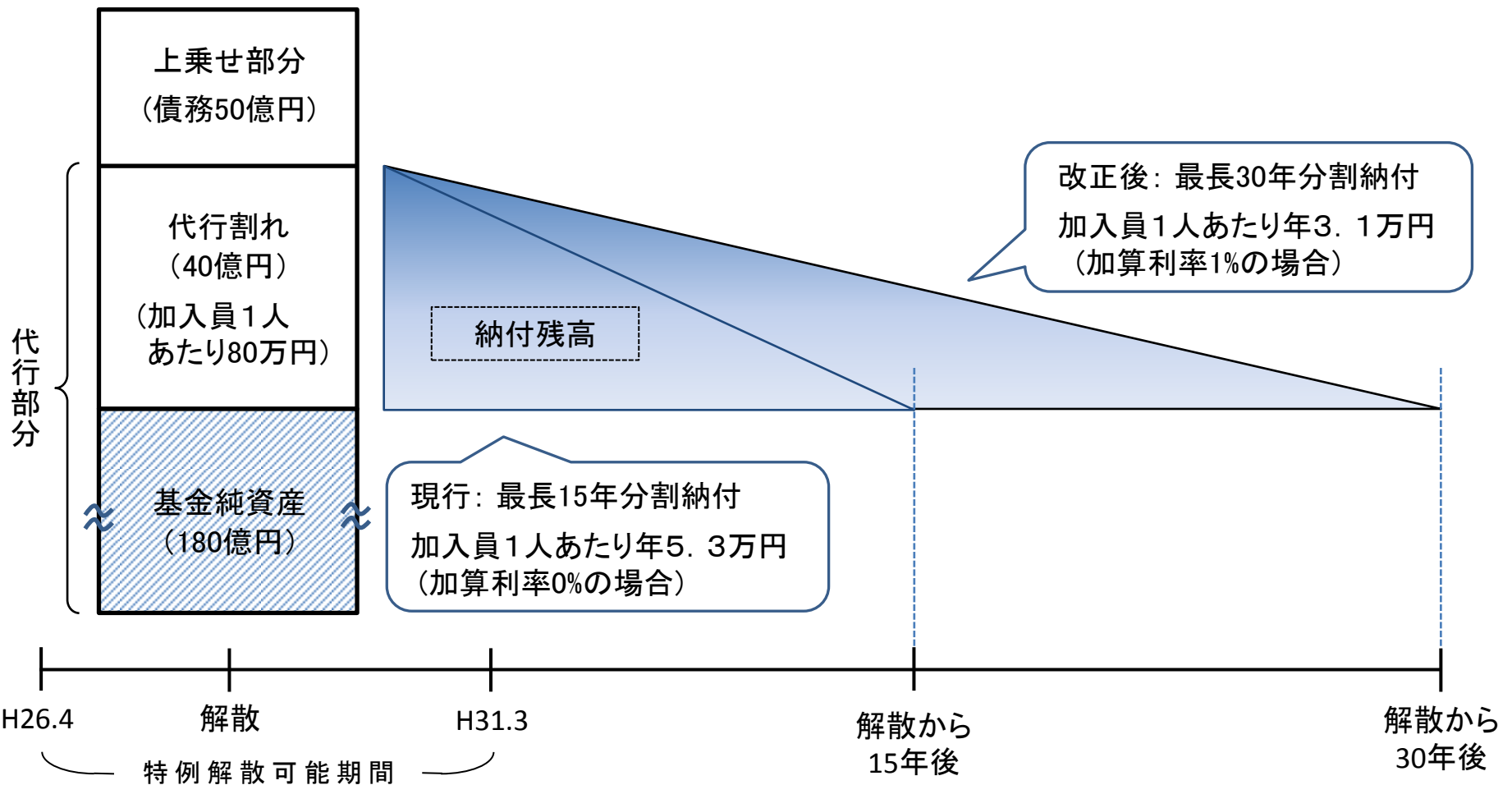
	通常解散
特例措置	なし ※納付額の特例なし、一括納付、事業所間の連帯債務あり、解散命令あり

特例解散のケース(イメージ) - 代行割れしている場合 -

□特例解散制度の改正により、代行部分の分割納付期間を最長30年に延長(現在は最長15年)。

□これにより、代行割れに係る事業主の年間負担額は大幅に減少する見込み。

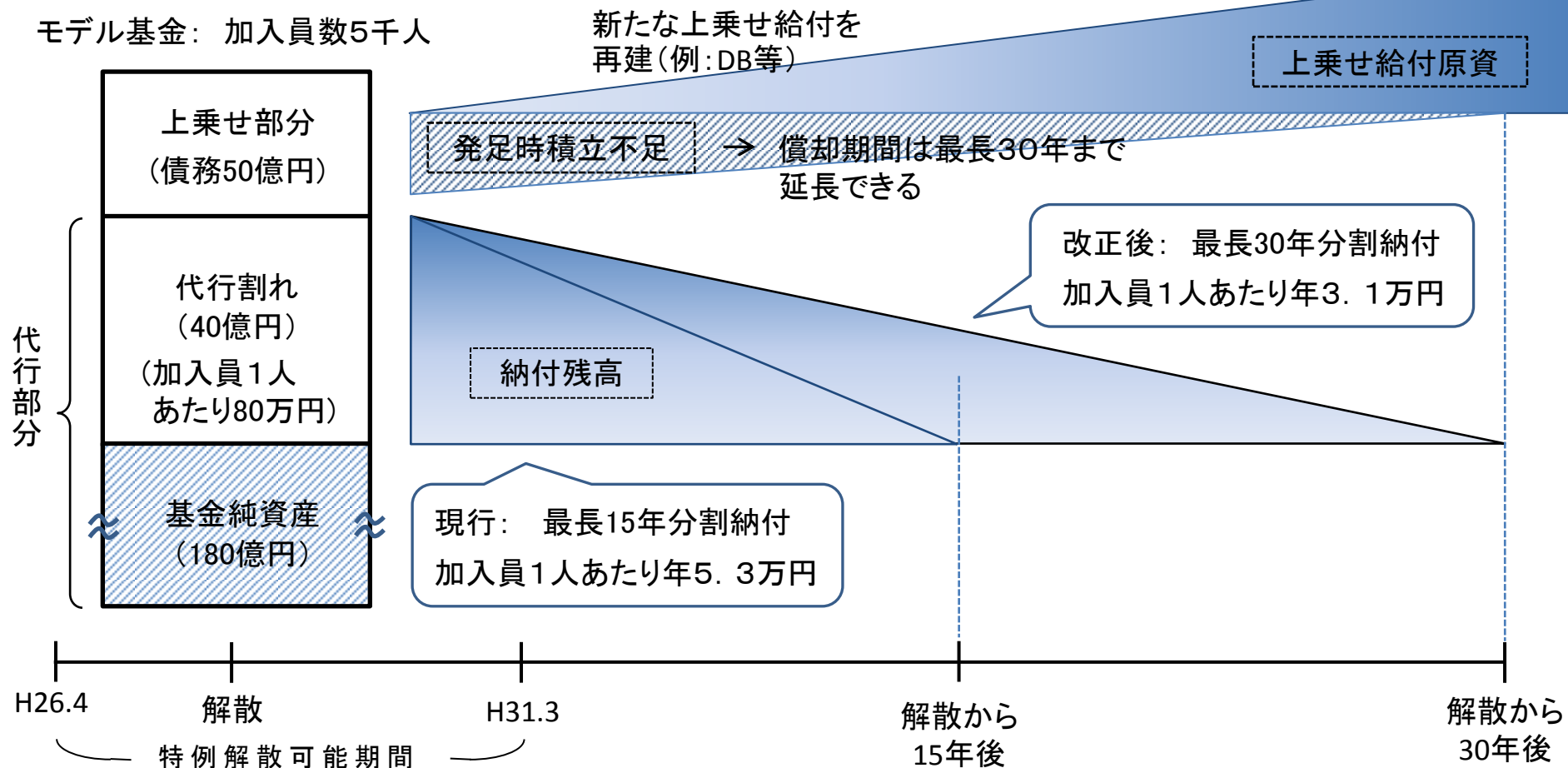
モデル基金： 加入員数5千人



特例解散＋上乘せ給付再建のケース(イメージ)－代行割れしている場合－

- 上乘せ給付の再建を支援するため、積立不足の償却期間を最長30年に延長(現在は最長20年)
- 新たな特例解散制度と組み合わせることにより、現在の事業主負担程度で上乘せ給付を再建することも可能。
- 受給権保護の観点からも、上乘せ給付の再建が望ましい。

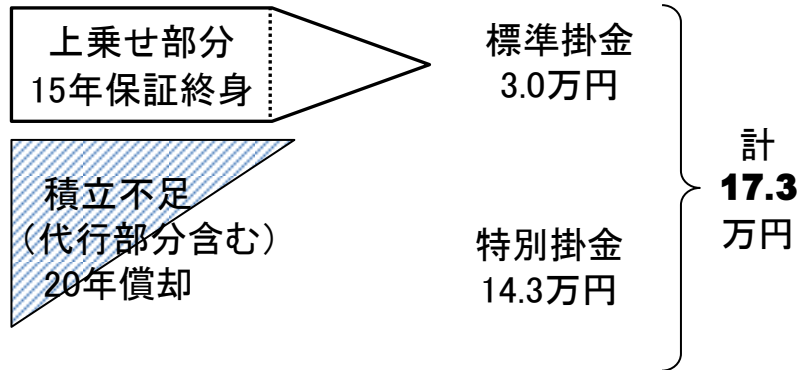
モデル基金： 加入員数5千人



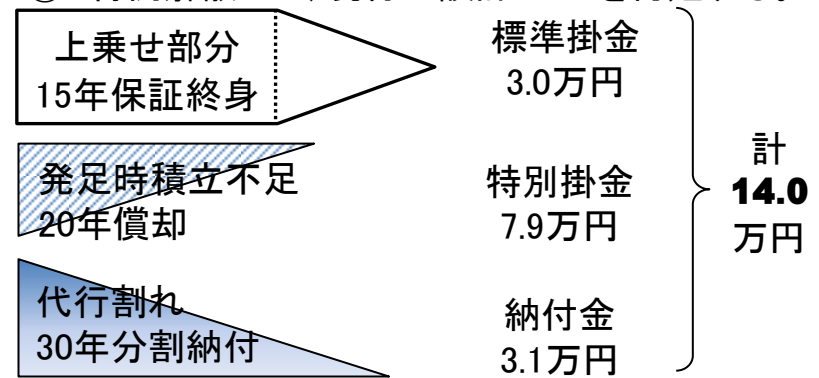
注 前頁のモデル基金(加入員数5千人、加入員1人あたり代行割れ80万円、予定利率5.5%、上乗せ債務50億円等の前提のあるもの)の場合のイメージであり、各基金での実際の試算結果は各基金の実情に応じたものとなる。

現状の給付設計を基本とする場合の例

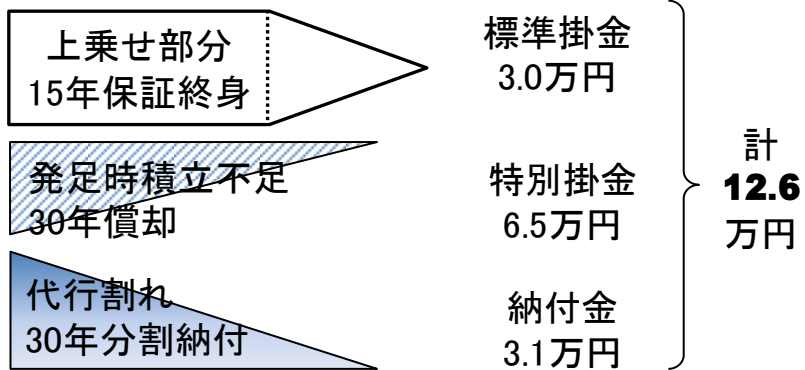
① 現行(予定利率5.5%)



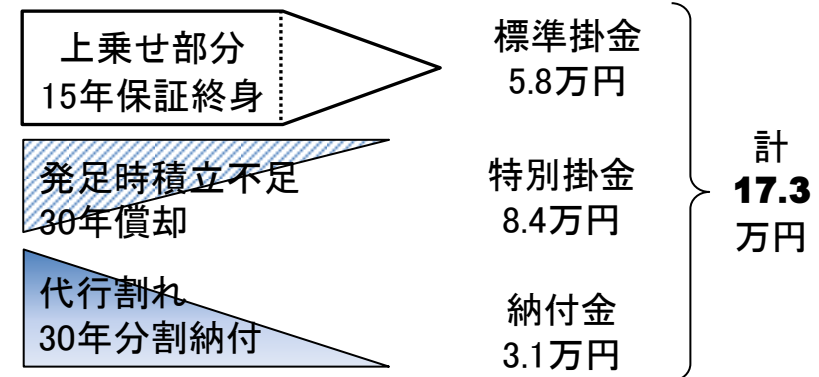
② 特例解散して、現行の設計のDBを再建する。



③ ②で発足時積立不足を30年償却にする。



④ ③で①と同じ負担総額になる水準(3.5%)まで予定利率を下げる。



- ※1現行予定利率を続ける②, ③は、予定利率を下げる④よりも、将来的に追加で特別掛金が発生する可能性が高くなる。
- ※2事業主負担を大きく変えずに予定利率を下げて上乗せ給付をDBで再建する際には、④以外にも、資産運用リスクを抑えるキャッシュバランス型や確定年金など、厚年基金より柔軟に様々な設計をすることが可能。
- ※3いずれの選択肢についても、詳細設計時には、キャッシュ・フロー面にも配慮が必要である。

確定年金とする場合の例

⑤ 現行と同じ年金額水準で、15年等の確定年金としつつ予定利率を下げる。

上乗せ部分 15年確定等	標準掛金 ○. ○万円	}	計 A 万円
発足時積立不足 30年償却	特別掛金 △. △万円		
代行割れ 30年分割納付	納付金 □. □万円		

⑥ ⑤において、受給期間をより短くする。

上乗せ部分 10年確定等	標準掛金 ◎. ◎万円	}	計 B 万円
発足時積立不足 30年償却	特別掛金 ▽. ▽万円		
代行割れ 30年分割納付	納付金 □. □万円		

30年償却等の活用により、現行より少ない負担総額で予定利率を現行より下げることが可能になると期待される。

受給期間が短くなれば、年金額が⑤と同じでも負担総額は⑤よりも軽減できる。

※ ⑤、⑥で、現行と同程度の負担総額なら、予定利率をさらに引き下げることが可能になると期待される。

キャッシュバランスプランを導入する場合の例

⑦ 現行と同じ受給期間で予定利率を下げたうえでキャッシュバランスプランとする。

上乗せ部分 15年保証終身	標準掛金 ●. ●万円	}	計 C 万円
発足時積立不足 30年償却	特別掛金 ▲. ▲万円		
代行割れ 30年分割納付	納付金 □. □万円		

⑧ ⑦において、受給期間をより短くする

上乗せ部分 15年確定等	標準掛金 ◎. ◎万円	}	計 D 万円
発足時積立不足 30年償却	特別掛金 ▼. ▼万円		
代行割れ 30年分割納付	納付金 □. □万円		

30年償却等の活用により、負担総額が現行と同じでも予定利率を現行より下げることが可能になると期待される。

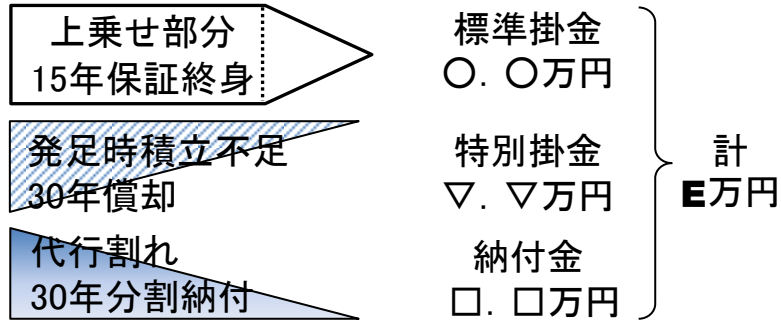
受給期間が短くなれば、年金額が⑦と同じでも負担総額は⑦より小さくできる。

※ ⑧でも、現行と同程度の負担総額なら、予定利率をさらに引き下げることが可能になると期待される。

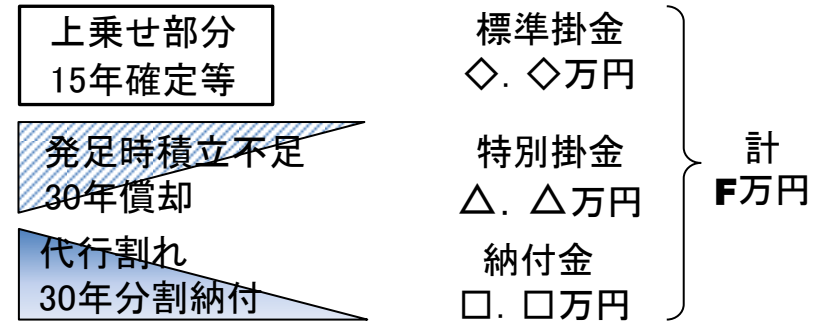
その他の選択肢 ー 選択一時金受給額の維持 ー

※ 単連型のDB移行スキームの例として見られたもの

⑨ 現行と同じ選択一時金額で、同じ受給期間のまま予定利率を下げる。



⑩ 現行と同じ選択一時金額で、⑨より受給期間を短くし、予定利率を下げる。



30年償却等の活用により、現行より少ない負担総額で予定利率を現行より下げることが可能になると期待される。

受給期間が短くなれば、年金額や予定利率が⑨と同じでも負担総額を⑨より小さくできると期待される。

※ ⑨、⑩でも、現行と同程度の負担総額なら、予定利率をさらに引き下げることが可能になると期待される。

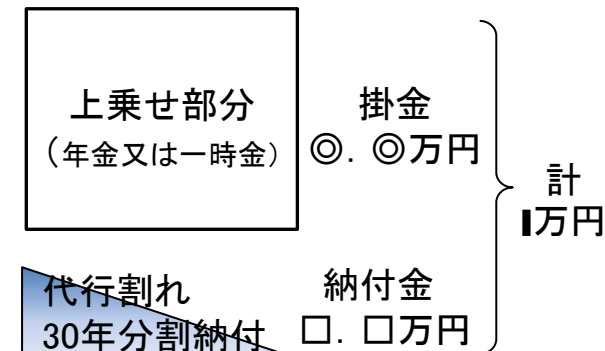
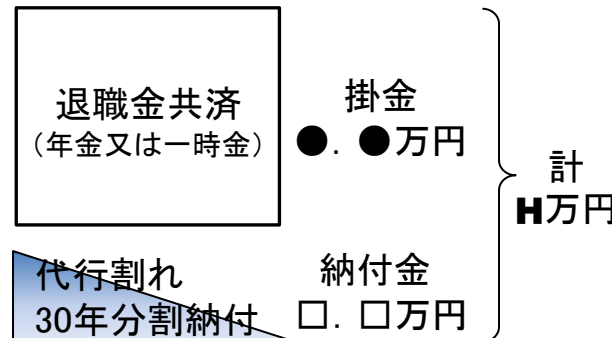
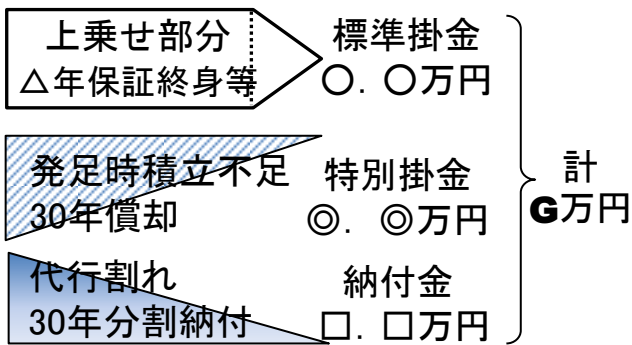
その他の選択肢 ー 事業所ごとの判断 ー

⑪ 個々の事業所の加入員等のニーズや負担能力に応じて適した制度を実施。

DBを実施する事業所

中退共※に加入する事業所

DCを実施する事業所



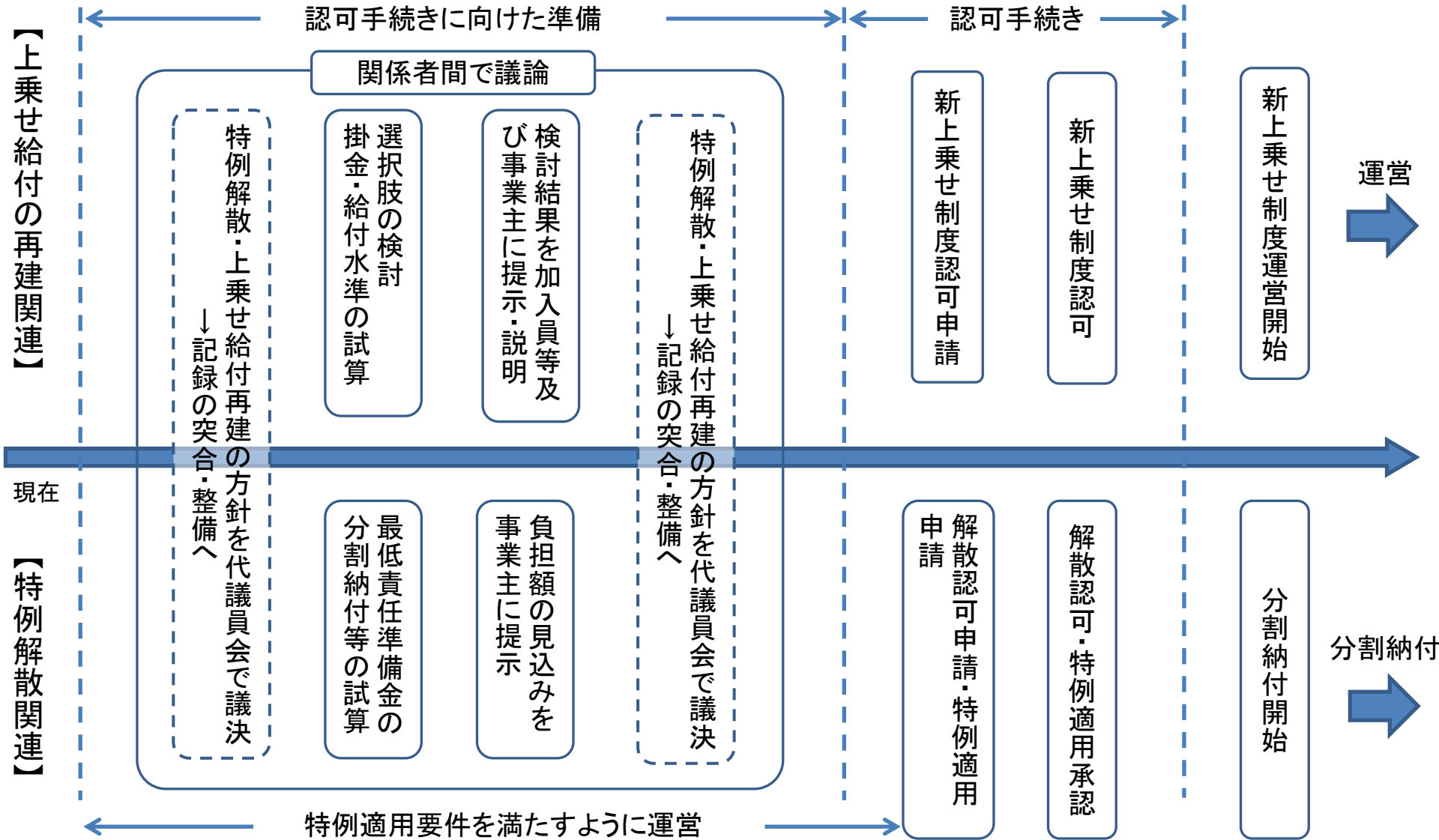
《全体に関する補足》

※中小企業退職金共済制度

過去期間通算等により当初のキャッシュアウトが大きくなることが想定される場合は、予定利率を一層下げる、当初は平準的な掛金より多めに拠出する、キャッシュアウトが現行負担額程度で賄えるような給付設計にする、といった対応が考えられる。

特例解散して上乗せ給付を再建する場合のプロセス

□ 新たな上乗せ給付の検討・手続きを特例解散の検討・手続きと並行して進めることにより、新たな上乗せ制度の運営を円滑に開始できる。



上乘せ資産がある場合

- 法改正に伴い、積立不足の償却期間の延長(最長30年)、DC移行時の積立基準緩和等の支援措置を充実させることから、従前よりも代行返上又は解散して他の制度に移行することが容易に。
- また、法施行5年後は財政運営の基準が厳格化され、基準を下回れば解散命令(特例措置なし)の対象となることに留意。
- 基金の今後のあり方は上記のように事業主・加入員等に大きく影響。基金継続と代行返上等のメリット・デメリット等を整理した上で事業主・加入員・受給者など関係者と十分検討頂き、速やかに今後の方向性を得ることが求められる。

法施行
2014.4.1

法施行5年後
2019.4.1

代行返上計画等による柔軟な財政運営が可能

厳格化された財政運営

上乘せ 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DBに移行した場合の積立不足の償却期間の延長(最長30年) ・解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和 ・解散後に事業所(企業)単位で既存のDBや中退共への移行が可能 <p style="text-align: right;">等</p>
-----------	--

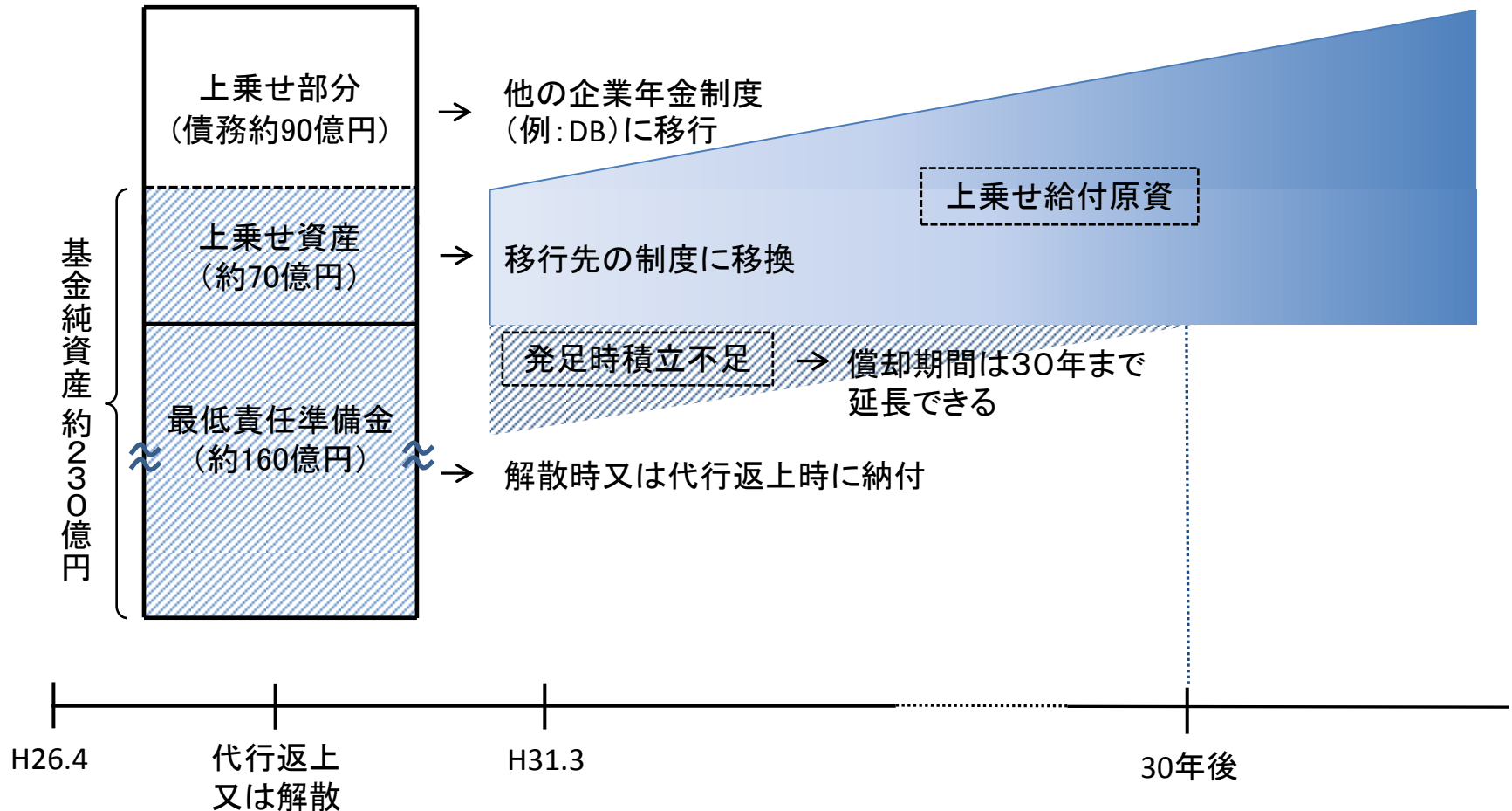
	特例解散(代行割れ基金)	通常解散
特例 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・納付額の特例 ・分割納付(最長30年) ・事業所間の連帯債務外し 	なし

	通常解散
特例 措置	<p>なし</p> <p>※納付額の特例なし、一括納付、事業所間の連帯債務あり、解散命令あり</p>

他の企業年金制度に移行するケースー上乗せ資産がある場合ー

□代行返上又は解散して上乗せ給付を他の制度に移行する場合、新たな上乗せ給付の設計次第で、事業主負担をそれほど変えることなく、他の制度に移行することが可能となる。

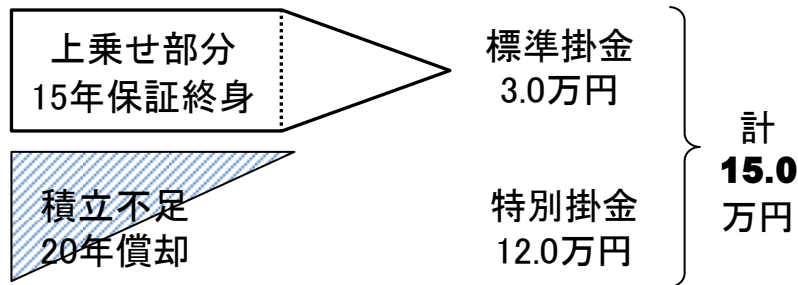
モデル基金： 加入員5千人



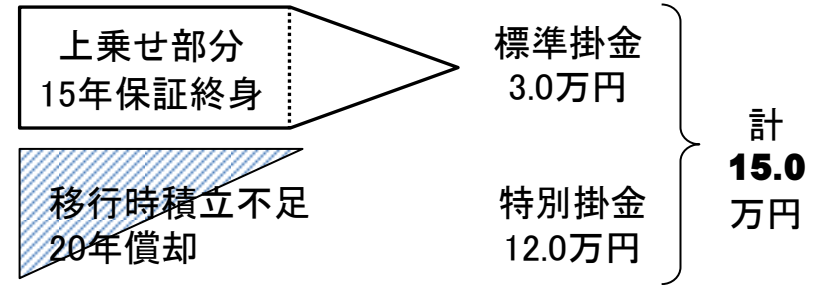
〔注 前頁のモデル基金(加入員数5千人、上乗せ部分の予定利率4.0%、上乗せ債務約90億円等の前提のあるもの)の場合のイメージであり、各基金での実際の試算結果は各基金の実情に応じたものとなる。〕

現状の給付設計を基本とする場合の例

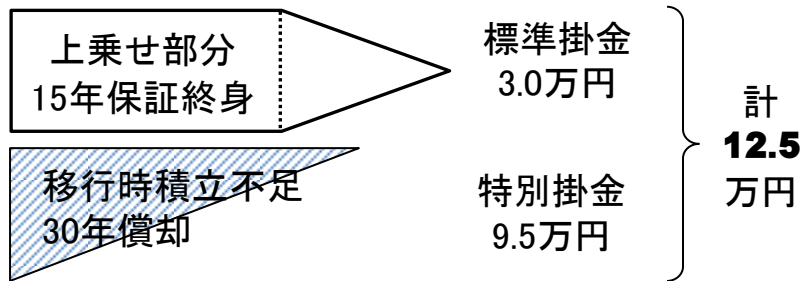
① 現行(予定利率4.0%)



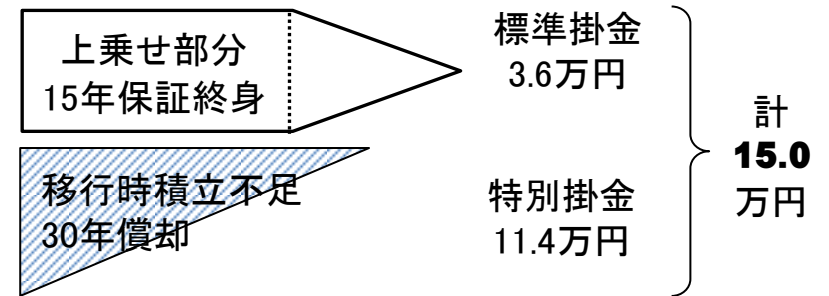
② 代行返上又は解散して、現行の設計のDBに移行する。



③ ②で移行時積立不足を30年償却にする。



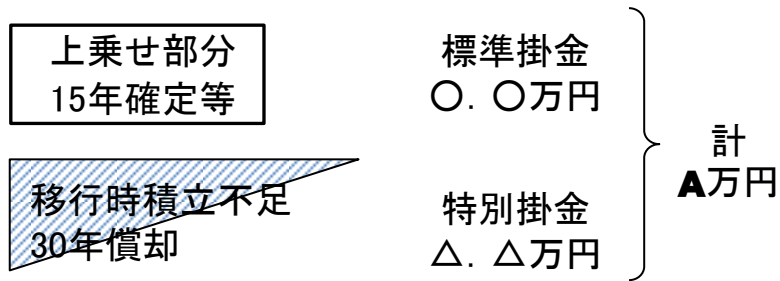
④ ③で①と同じ負担総額になる水準(3.5%)まで予定利率を下げる。



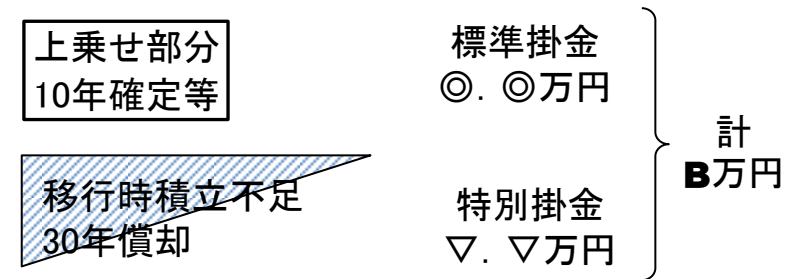
※1現行予定利率を続ける②, ③は、予定利率を下げる④よりも、将来的に追加で特別掛金が発生する可能性が高くなる。
 ※2事業主負担を大きく変えずに予定利率を下げて上乗せ給付をDBで再建する際には、④以外にも、資産運用リスクを抑えるキャッシュバランス型や確定年金など、厚年基金より柔軟に様々な設計をすることが可能。
 ※3いずれの選択肢についても、詳細設計時には、キャッシュ・フロー面にも配慮が必要である。

確定年金とする場合の例

⑤ 現行と同じ年金額水準で、15年等の確定年金としつつ予定利率を下げる。



⑥ ⑤において、受給期間をより短くする。



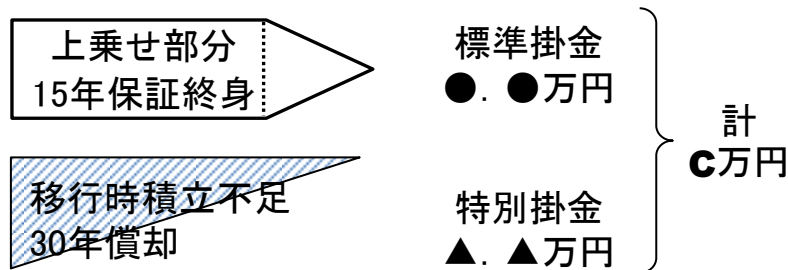
30年償却等の活用により、現行より少ない負担総額で予定利率を現行より下げることが可能になると期待される。

受給期間が短くなれば、年金額が⑤と同じでも負担総額は⑤よりも軽減できる。

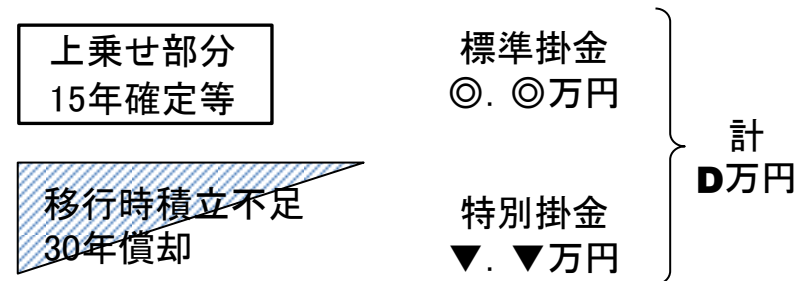
※ ⑤、⑥で、現行と同程度の負担総額なら、予定利率をさらに引き下げることが可能になると期待される。

キャッシュバランスプランを導入する場合の例

⑦ 現行と同じ受給期間で予定利率を下げたうえでキャッシュバランスプランとする。



⑧ ⑦において、受給期間をより短くする



30年償却等の活用により、負担総額が現行と同じでも予定利率を現行より下げることが可能になると期待される。

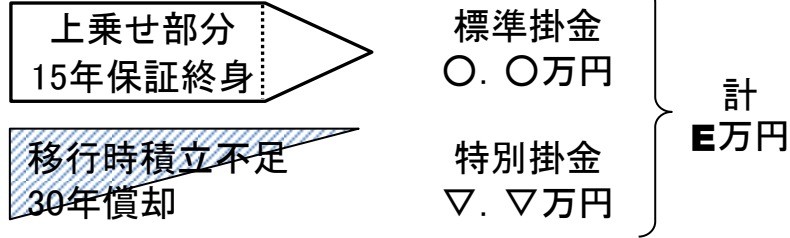
受給期間が短くなれば、年金額が⑦と同じでも負担総額は⑦より小さくできる。

※ ⑧でも、現行と同程度の負担総額なら、予定利率をさらに引き下げることが可能になると期待される。

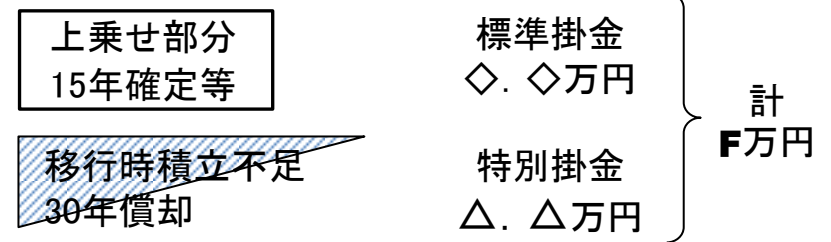
その他の選択肢 — 選択一時金受給額の維持 —

※ 単連型のDB移行スキームの例として見られたもの

⑨ 現行と同じ選択一時金額で、同じ受給期間のまま予定利率を下げる。



⑩ 現行と同じ選択一時金額で、⑨より受給期間を短くし、予定利率を下げる。



30年償却等の活用により、現行より少ない負担総額で予定利率を現行より下げることが可能になると期待される。

受給期間が短くなれば、年金額や予定利率が⑨と同じでも負担総額を⑨より小さくできると期待される。

※ ⑨、⑩でも、現行と同程度の負担総額なら、予定利率をさらに引き下げることが可能になると期待される。

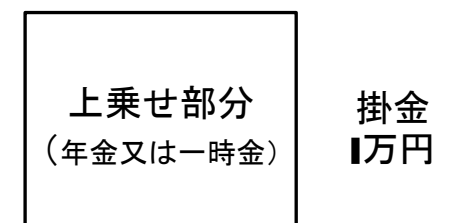
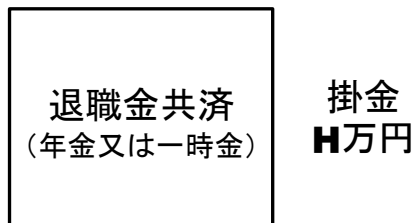
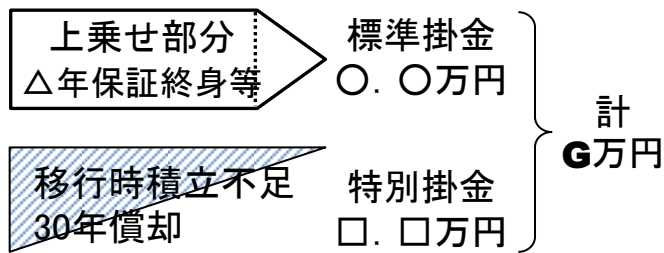
その他の選択肢 — 事業所ごとの判断 —

⑪ 個々の事業所の加入員等のニーズや負担能力に応じて適した制度を実施。

DBを実施する事業所

中退共※に加入する事業所

DCを実施する事業所



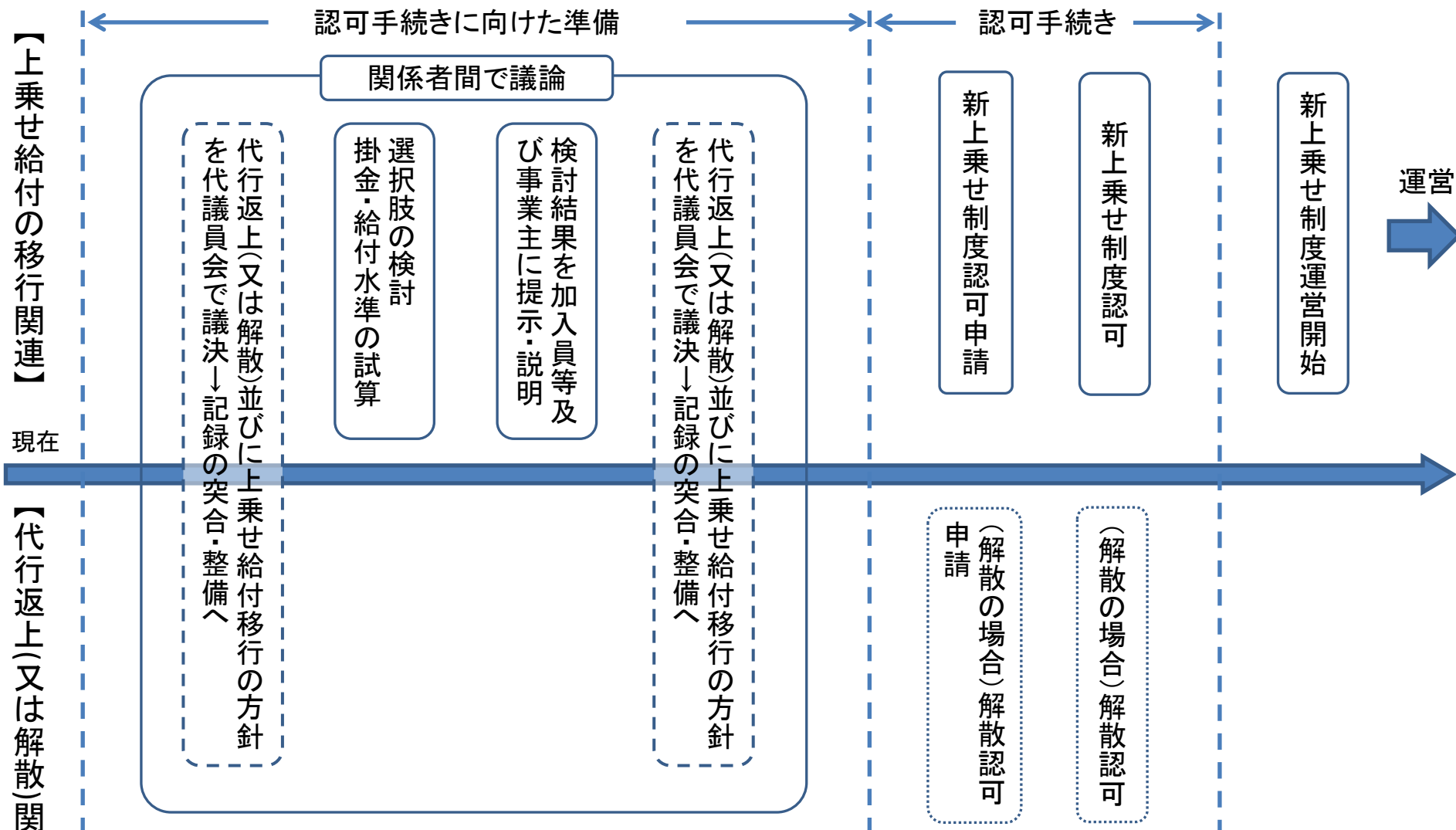
※中小企業退職金共済制度

《全体に関する補足》

過去期間通算等により当初のキャッシュアウトが大きくなることが想定される場合は、予定利率を一層下げる、当初は平準的な掛金より多めに拠出する、キャッシュアウトが現行負担額程度で賄えるような給付設計にする、といった対応が考えられる。

上乗せ給付を他制度に移行する場合のプロセス(代行返上し全事業所まとめて移行するケースが主眼)

□新たな上乗せ給付の検討・手続きを代行返上(又は解散)の検討・手続きと並行して進めることにより、新たな上乗せ制度の運営を円滑に開始できる。



※全事業所まとめて代行返上により移行しない場合、事業所ごとに適した制度に移行するか解散することとなる。

確定給付企業年金(DB)への移行支援①

□ 今回の法改正により、上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散した場合、上乗せ資産を事業所単位で確定給付企業年金(DB)に移行できる仕組みを創設。

□ DBへの移行は事業所単位を基本とするが、一定の場合に限り、事業所の一部(特定の従業員)のみをDBに移行することも可能とする【政令】

※その他、厚生年金基金からの脱退一時金を既存のDB(現行はDB加入から3月以内しか移換できない)に移換できるようにする措置を講じる。

厚生年金基金 → 解散

A事業所

・A事業所が既に実施しているDBに資産を移行

厚年基金の上乗せ資産



既存DB

B事業所

・DBを新設して資産を移行

厚年基金の上乗せ資産



新設DB

C事業所

D事業所

E事業所

・別の事業所が実施しているDBへ移行



・事業所の一部のみをDBへ移行(※)



F事業所

DB

G事業所

DB

今回の改正により、
多様な方法でDBへの
移行が可能に

※DBの事業主が事業の一部を承継した場合や規約にあらかじめ加入員の一部に係る残余財産の交付をDBの事業主が受けることを定める場合等【政令】

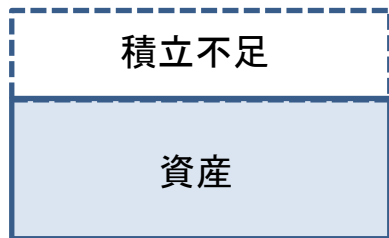
確定給付企業年金(DB)への移行支援②

- 解散・代行返上してDBを実施する場合、予定償却期間を3年以上30年未満に延長。
- 許容繰越不足金を標準掛金の最長30年分の現価に緩和。
- 解散・代行返上してDBを実施する場合、定率償却で償却する割合を緩和。

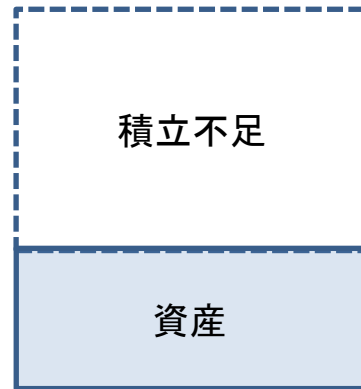
解散・代行返上によりDB開始



OR



償却期間の延長

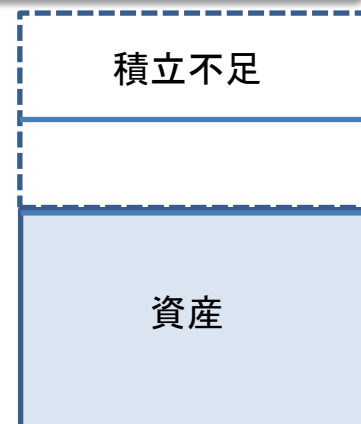


特別掛金



通常は3～20年のところ最長30年で拠出可
 ※許容繰越不足金についても標準掛金の最大30年分の現価に緩和（平成26年度は30年、以降1ずつ減り、平成36年度以降は20年）

定率償却の緩和



通常は積立不足の15%以上50%未満を償却するところ、10%以上50%未満※の償却に緩和

※解散する年度により異なる。平成26年度中は10%以上50%未満で、以降毎年0.5ずつ増え、平成36年度以降は通常のコэффициент（15%以上50%未満）

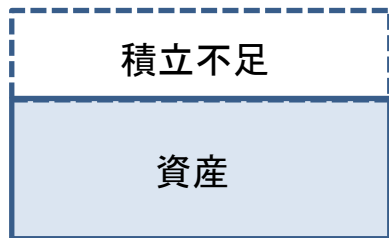
確定給付企業年金(DB)への移行支援③

- 解散・代行返上してDBを実施する場合、非継続基準の回復計画の期間を延長するとともに積立比率による掛金設定をする際の係数を緩和。
- 代行返上してDBを実施する場合にも、最低保全給付を5年間で認識することが可能に。

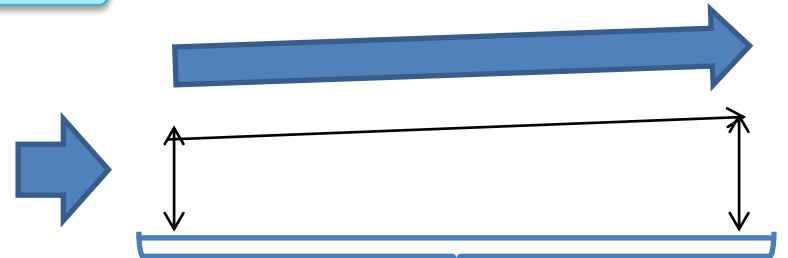
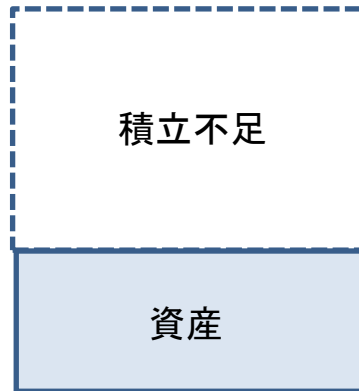
解散・代行返上に
よりDB開始



OR



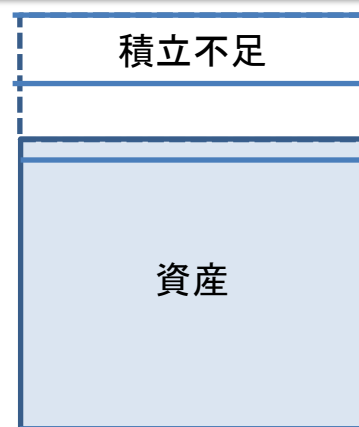
回復計画の期間延長



通常は7年間で回復する計画のところ最長10年で回復する計画で可。

※年度により異なる。決算基準日が平成34年3月30日までは10年、以降毎年1年ずつ減り、平成36年3月31日以降は7年。

積立比率の係数の緩和



100% ← 通常は1/15のところ1/25(※)以上

90% ← 通常は1/10のところ1/20(※)以上

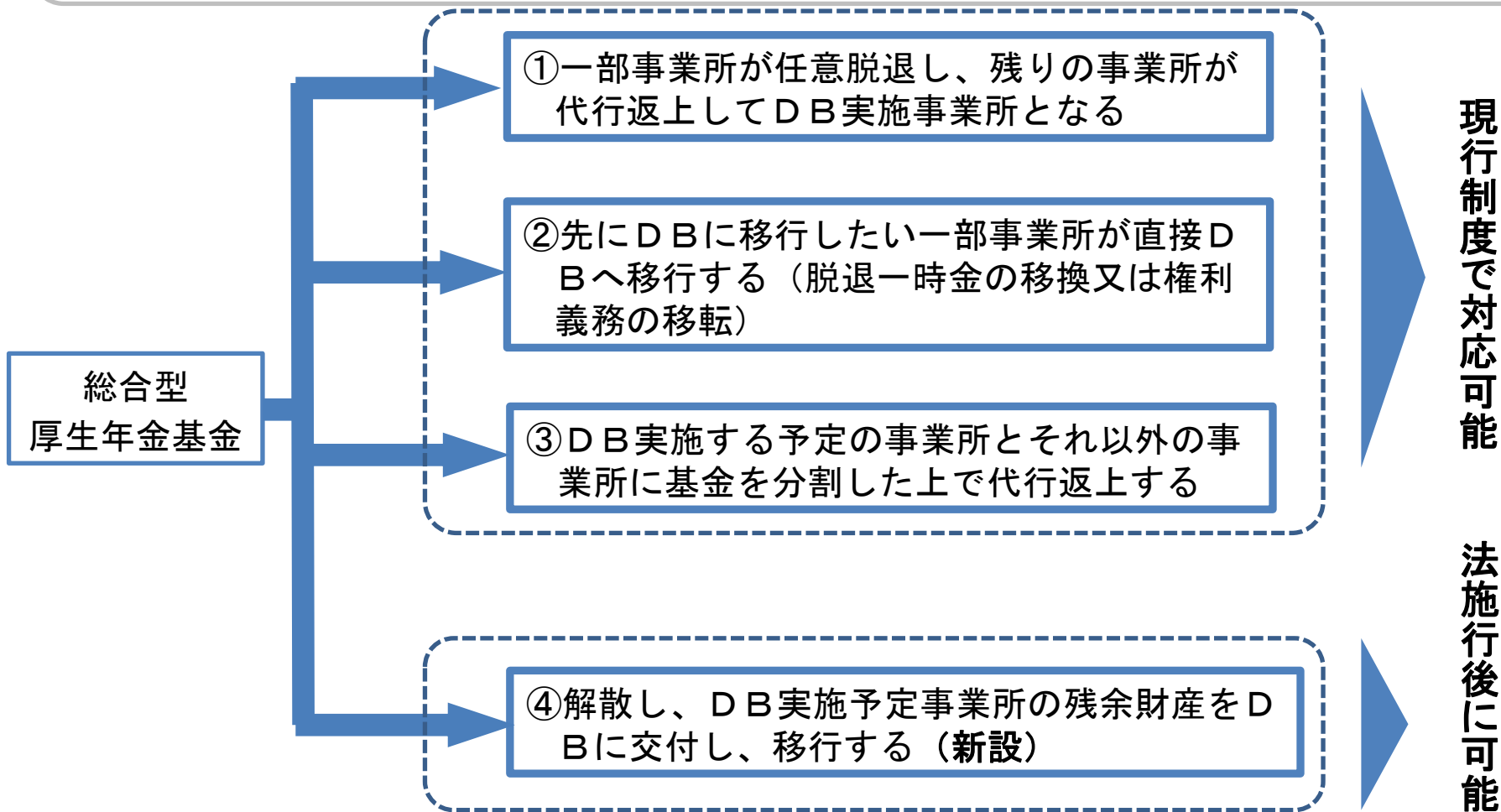
80% ← 通常は1/5のところ1/15(※)以上
積立不足の度合いにより拠出可

※年度により異なる。平成26年度中はそれぞれ1/25, 1/20, 1/15, 毎年1ずつ減り、平成36年度以降は通常の係数

厚生年金基金の一部事業所が確定給付企業年金に移行するパターン

□法律上、基金の一部事業所のみが確定給付企業年金(DB)に移行するには、現行制度上でも既に個々の基金の事情に応じて活用できる複数の方法があり、さらに今回の法改正で「解散して残余財産をDBに分配して移行する」という方法を新設した。

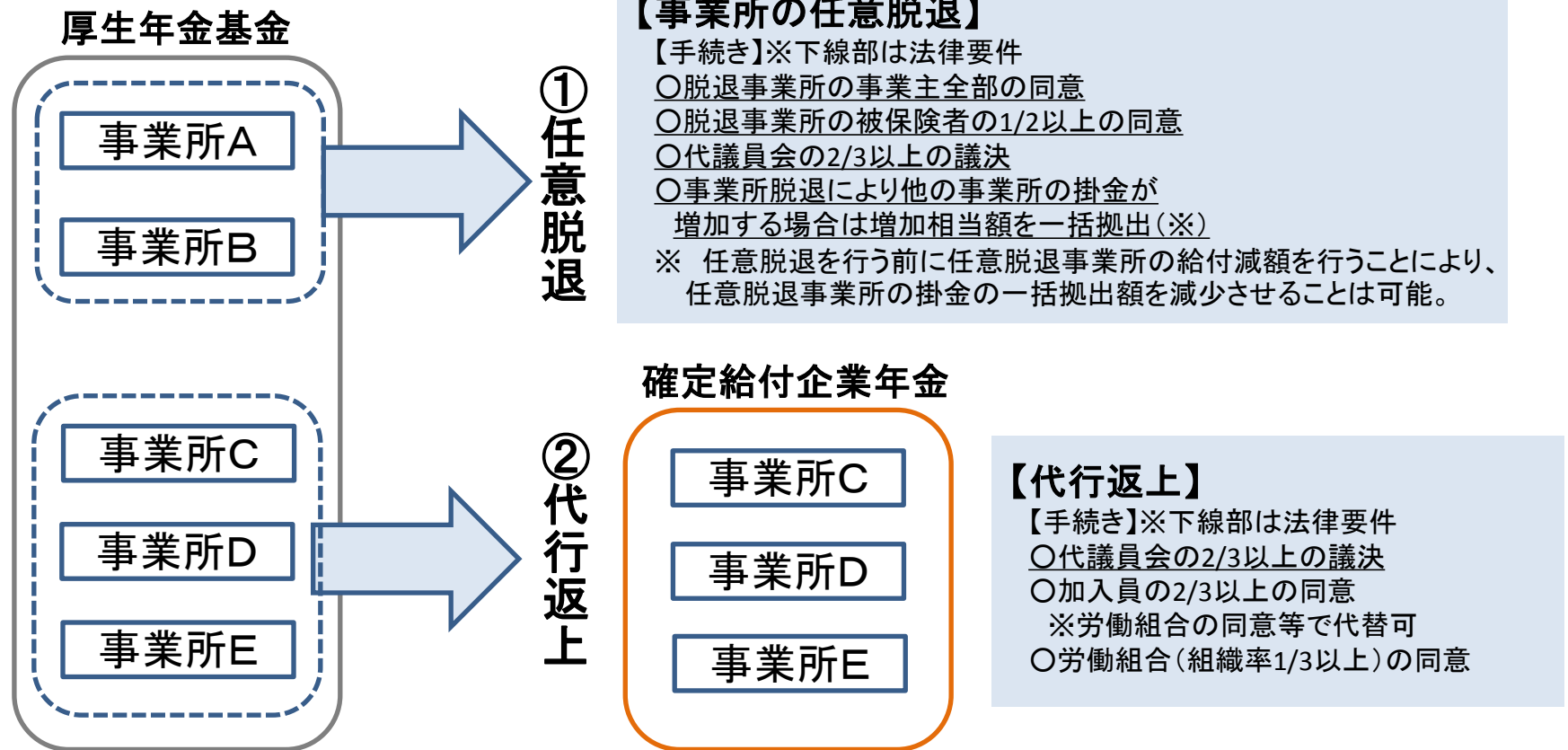
※下記の4つのパターンは、原則として上乗せ資産がある厚生年金基金を想定したもの。



(注) 厚生年金基金は人数要件（加入員数：500人以上）があるが、代行返上・解散により厚生年金基金をやめる予定の基金については、この人数要件を緩和予定。

① 一部事業所が任意脱退し、残りの事業所が代行返上する

- まず事業所A・Bが任意脱退をし、残りの事業所で構成する基金が代行返上してDBに移行するパターン。
- 一部の事業所が先に一括拠出を行って脱退することを望む場合に活用することが考えられる。

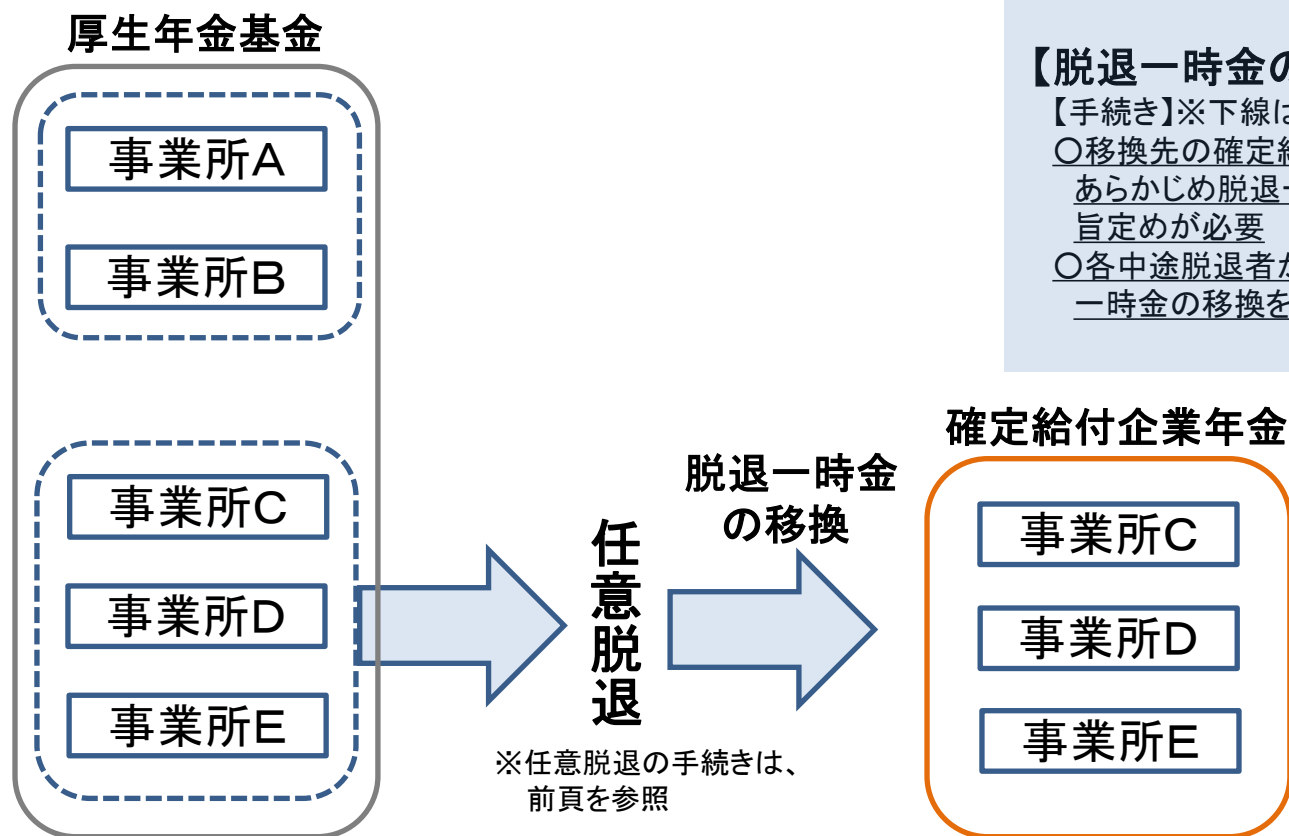


(注)

1. 任意脱退事業所の受給者・待期者分は確定給付企業年金が承継する。
2. 確定給付企業年金に移行しない事業所が他の厚年基金に権利義務移転する場合は同意をとれば、受給者・待期者を当該厚年基金に移転可。

②-1 先に一部事業所がDBに移行する(脱退一時金の移換)

□一部事業所のみが先に任意脱退した上で、脱退時に加入者に支給される脱退一時金をそのままDBに移換するパターン。



【脱退一時金の移換】

【手続き】※下線は法律要件

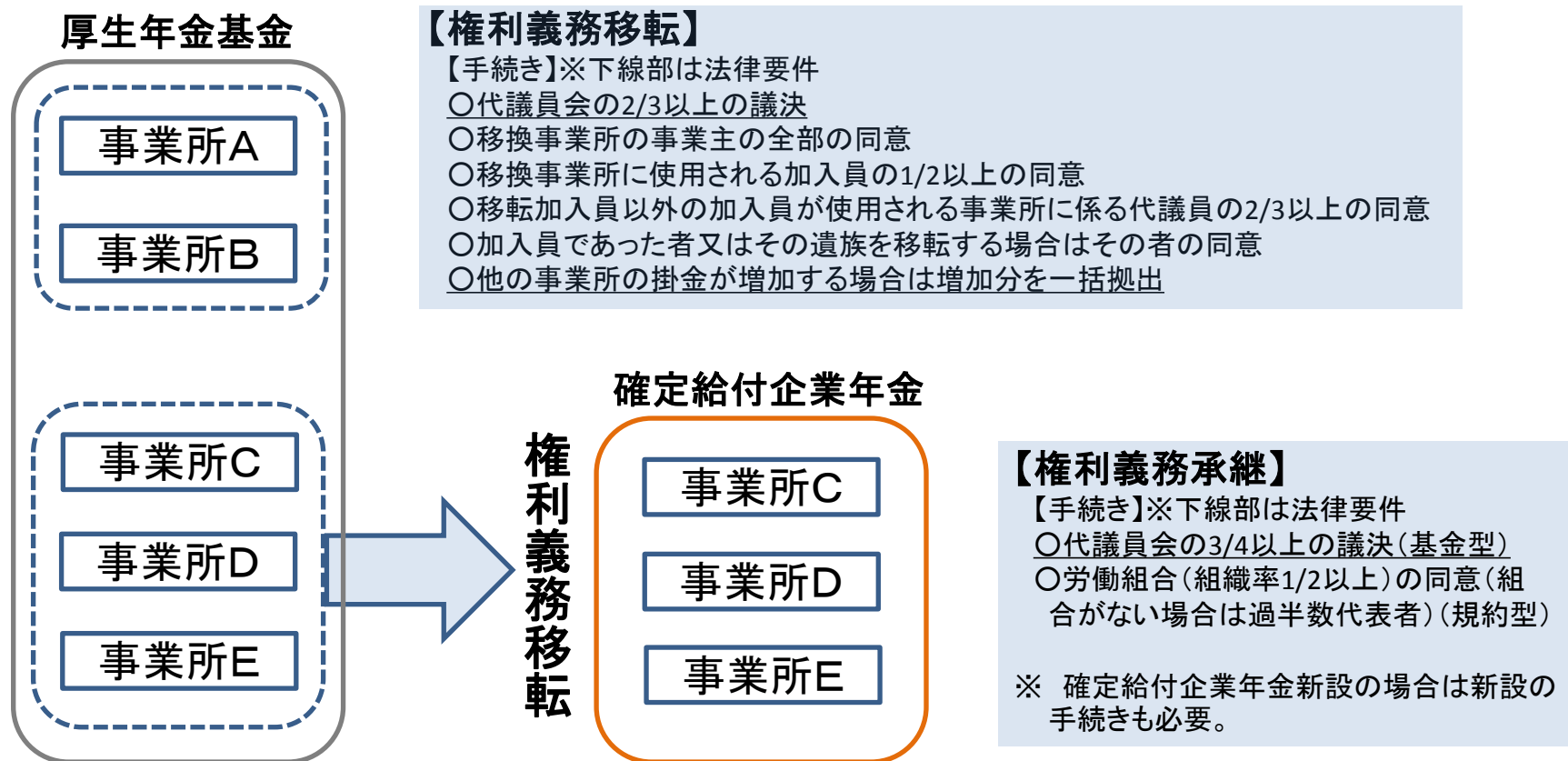
- 移換先の確定給付企業年金の規約に
あらかじめ脱退一時金の移換を受ける
旨定めが必要
- 各中途脱退者が厚生年金基金に脱退
一時金の移換を申し出ることが必要

(注)

1. 受給者・待期者は引き続き厚生年金基金から支給。
2. 中途脱退者（加入員期間が20年未満等の要件を満たす者）のみ各個人の申出により移換が可能。
3. 確定給付企業年金移行後の給付設計は自由（権利義務は承継されない）。

②-2 先に一部事業所がDBに移行する(権利義務移転)

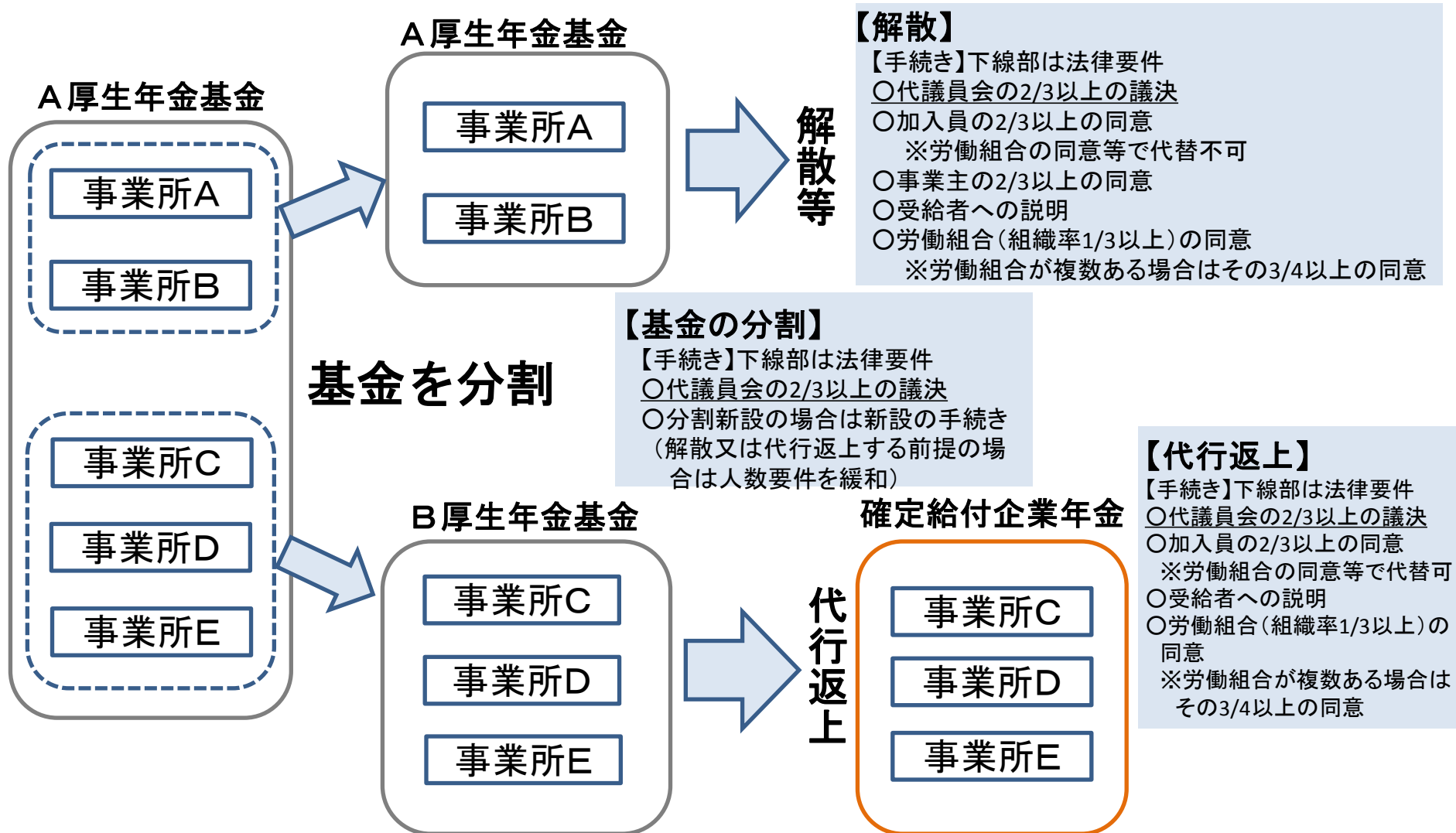
- 一部事業所のみが先に厚生年金基金における給付の権利義務を直接DBに移転することで移行するパターン。
- 厚生年金基金から移転する場合の同意要件に加えて、権利義務を承継するDB側でも同意要件が課せられている。



- (注)
1. 受給者・待期者については、同意して確定給付企業年金に移転する人以外は、引き続き厚生年金基金から支給。
 2. 確定給付企業年金移行後は当該確定給付企業年金は給付の支給に関する権利義務を承継。

③ 基金を分割した上で、一部基金が代行返上してDBに移行する

□基金を先に二つに分割した上で、片方の基金が代行返上してDBに移行するパターン。



(注) 受給者・待期者については、分割時にそれぞれの厚年基金に移転される。

④ 基金を解散した上で、一部事業所のみDBへ資産を分配

- 今回の法改正で新設した方法であり、法施行後に可能になる。
- 基金を解散すると通常は残った財産(残余財産)を加入員等に分配することとなるが、今回の法改正により、DBに残余財産を分配し、この財産をもとにDBから給付を行うことを可能にした。
- この残余財産のDBへの分配方式は一部の事業所のみでできていることとなっている。

【解散及び残余財産の移換(基金側)】

【解散の手続き】※下線部は法律要件

- 代議員会の2/3以上の議決
- 加入員の2/3以上の同意 ※労働組合の同意等で代替不可
- 事業主の2/3以上の同意
- 受給者への説明
- 労働組合(組織率1/3以上)の同意
※労働組合が複数ある場合はその3/4以上の同意

【残余財産移換の手続き(基金側)】

- 規約にあらかじめ残余財産の交付を行う旨規定

解散

確定給付企業年金

残余財産を分配

【残余財産の移換(DB側)】

【手続き】※下線部は法律要件

- 規約にあらかじめ残余財産の交付を受ける旨規定

※ 確定給付企業年金を新設する場合は新設の手続き、既存の確定給付企業年金に交付する場合は、事業所編入・過去期間通算等の規約の整備も併せて必要

(注)

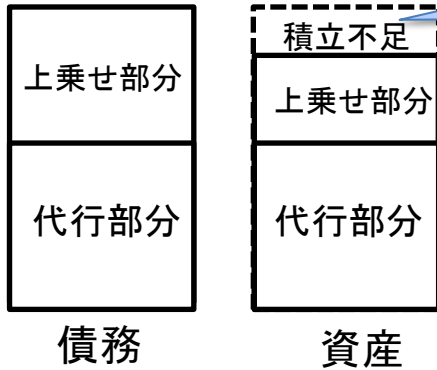
1. 受給者・待期者については、同意して確定給付企業年金に残余財産を移換する人以外は分配される。
2. 確定給付企業年金移行後の給付設計は自由(権利義務は承継されない)。

確定拠出年金(DC)への移行支援

□上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散して、残余財産を確定拠出年金(DC)に移行する場合、積立不足があっても移行できることとするほか、手続きの簡素化等を実施。
※DCへの残余財産の移換について現行の厚生年金基金令第41条第3項(解散時に上乗せ部分も含めて積立不足がないこと)を適用しないほか、政省令において、手続きの簡素化や厚生年金基金からの脱退一時金を既存のDC(現行はDC加入から3月以内しか移換できない)に移換できるようにする措置を講じる。

現行

上乗せ部分に積立不足がある場合、
特別掛金で積立不足を解消しなければDCに移行できない。



厚生年金基金

解散

残余財産の移換

事業所 A

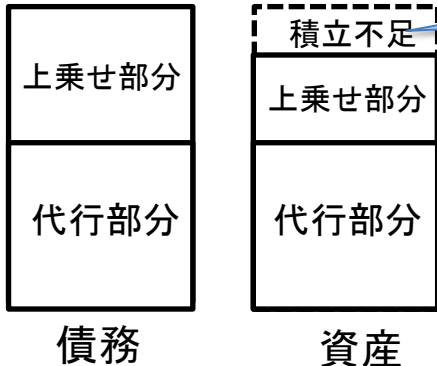
事業所 B

事業所 C

事業所 A が実施する
DC (新設・既存)

新たな措置

積立不足があっても移行可能。



厚生年金基金

解散

残余財産の移換

事業所 A

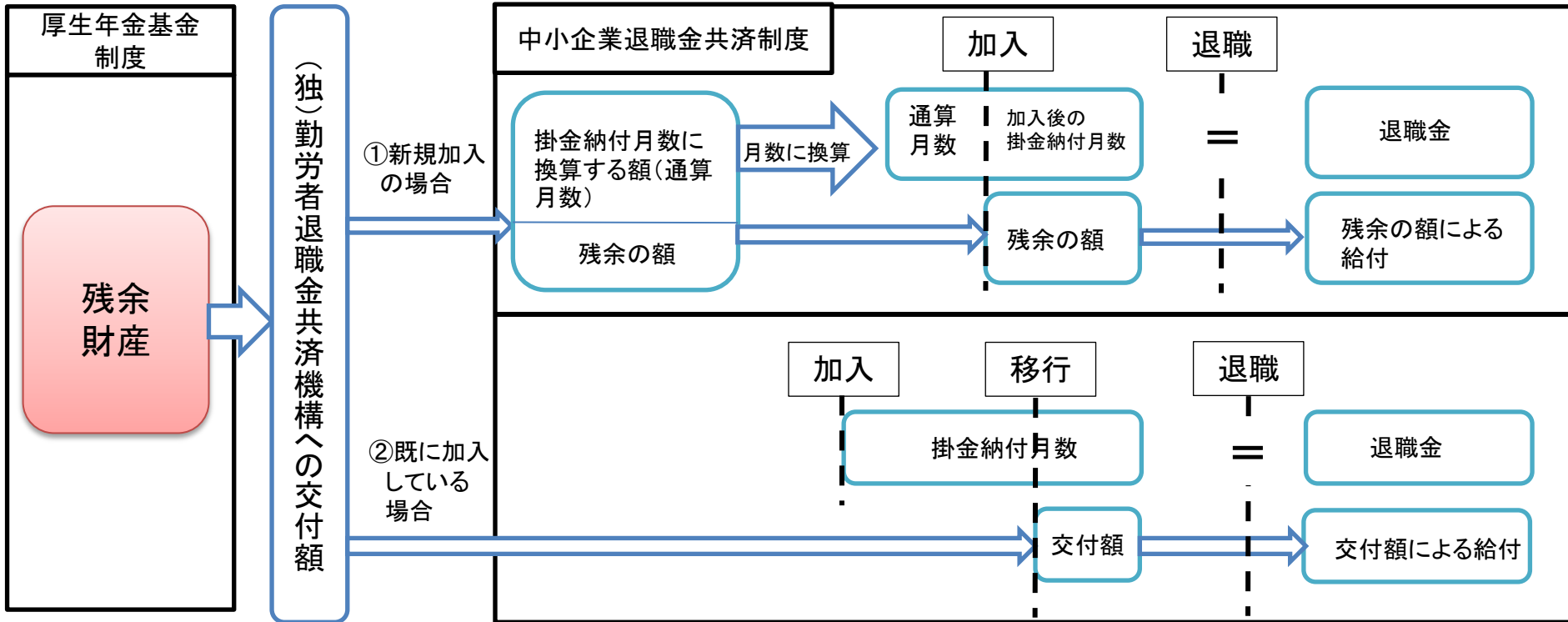
事業所 B

事業所 C

事業所 A が実施する
DC (新設・既存)

中小企業退職金共済への移行

□上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散した場合、分配される残余財産を中小企業退職金共済に移換可能。



①新規加入の場合

- ・「掛金納付月数に換算する額」は、加入時の掛金月額に応じて月数に換算し(基金加入期間の月数が限度)、掛金納付月数に通算。
- ・換算した後の「残余の額」は、一定の利率を付して、退職金額に加える(付加退職金相当分も考慮)。

②既に参加している場合

- ・(独)勤労者退職金共済機構の交付額全額について、政令で定める利率(年1%を予定)を付して、退職金額に加える(付加退職金相当額も考慮)。

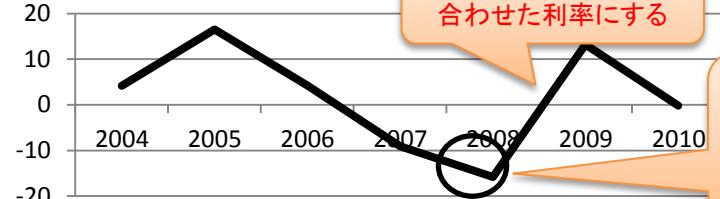
その他(CBの給付設計の弾力化・簡易型DB等)①

- キャッシュバランスプラン(CB)において給付の額の算定に用いる予定利率は零以上とし、給付の額の再評価等に用いる率に、確定給付企業年金の積立金の運用実績を加え、指標は単年度では零以下を許容し、通算で零以上とする。
- 給付設計に係る変更のうち軽微な変更(給付の減額にならないものに限る)、権利義務の移転承継に関する事項等については届出とする。

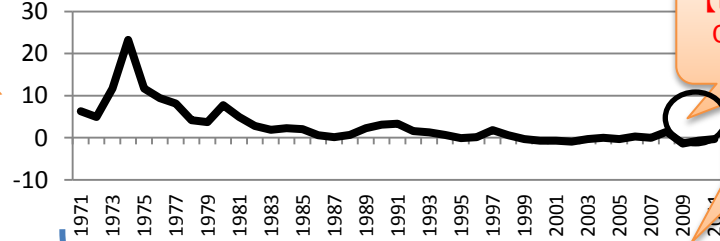
CBの給付設計の弾力化

	改正前	改正後
指数	<ul style="list-style-type: none"> ・国債利回り ・消費者物価指数 ・賃金指数 ・東証株価指数 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国債利回り ・消費者物価指数 ・賃金指数 ・東証株価指数 等 ・<u>企業年金の運用実績【追加】</u>
下限	<p>【基準利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>単年度で0以上【削除】</u> ・通算で0以上 <p>【現価率計算上の予定利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金計算上の予定利率の下限(10年国債の1年平均と5年平均の低い方)以上 	<p>【基準利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算で0以上 <p>【現価率計算上の予定利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>0以上【変更】</u>

(例:確定給付企業年金の運用実績)



(例:消費者物価指数)
(%)



手続きの簡素化

- ・給付設計の変更のうち軽微な変更(※)
- ・権利義務の移転承継に関する事項
- ・脱退一時金相当額の移換に関する事項
- (※) 加入者期間に応じた額や率を増加させる場合
休職期間等を給付額算定の基礎から除外する場合
定年の変更を行う場合 等
- ・市町村の単なる名称変更の場合

届出による規約変更を可能とする

届出不要の規約変更とする

その他(CBの給付設計の弾力化・簡易型DB等)②

□現在の受託保証型確定給付企業年金（加入者のいない閉鎖型のみ認められている）の手続きを加入者がいる制度へも適用拡大する。

従来の受託保証型DB

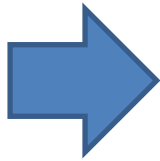
受託保証型DB

純資産
(=契約者
価額)

\geq

債務
(=給付現価
=数理債務)

加入者が存在しない（受給者のみ）



特徴

- ・加入者が存在しないため簡易な基準
- ・事業年度末日の数理債務額を最低積立基準額として使用可能
- ・掛金の計算の基礎を示した書類は提出不要
- ・事業報告書に記載する内容の一部省略

等

加入者のいる受託保証型DB

○積立不足が発生しない制度（純資産 \geq 数理債務）であれば、加入者が存在する制度であっても従来の受託保証型DBと同様の制度が可能

※具体的には、一般勘定100%で運用する運用実績連動型CBを想定

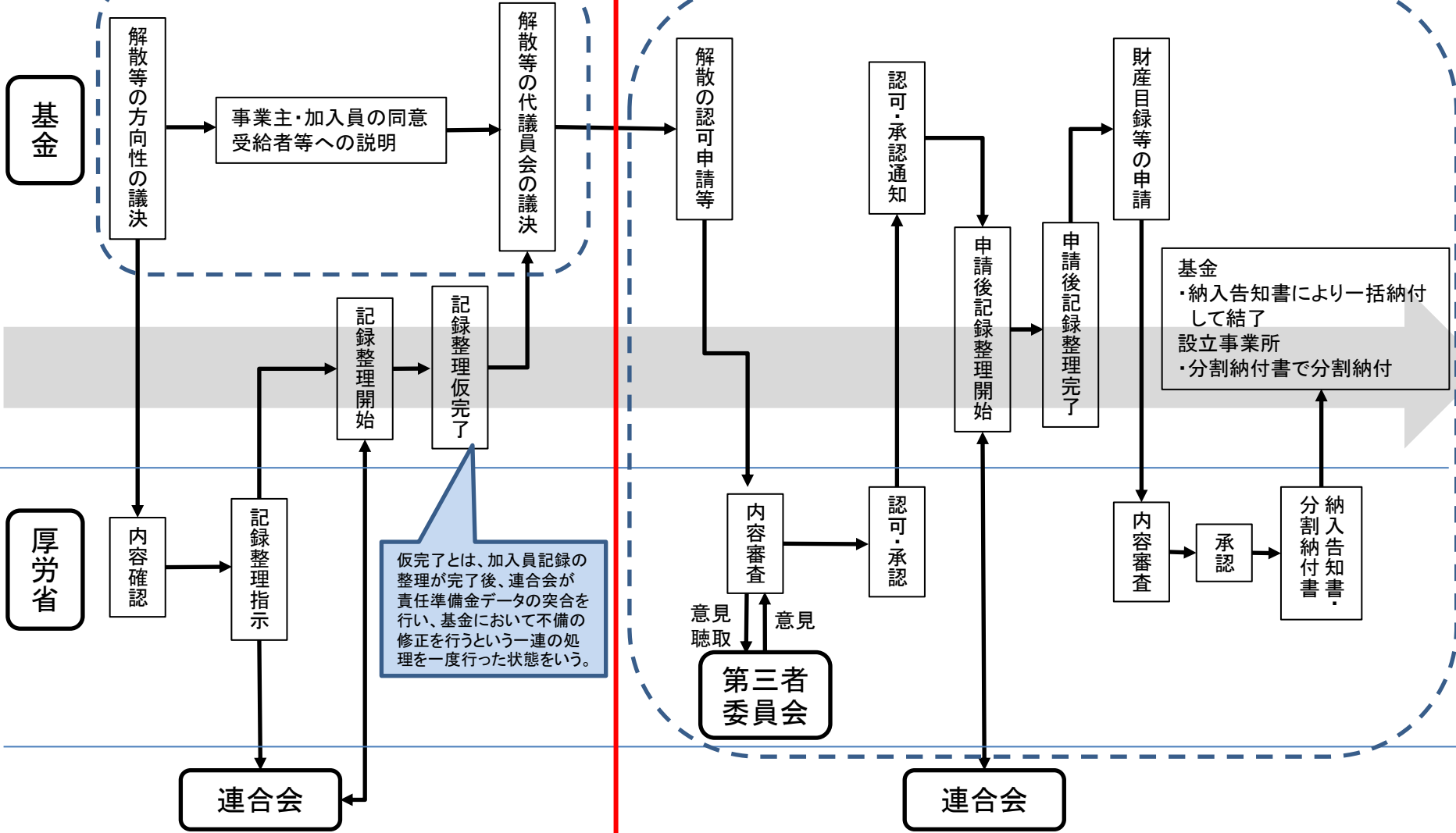
5. 解散等に伴う手続き

解散手続きの流れ

法施行前でも事前手続きを開始することが可能

解散認可申請等の事前手続き

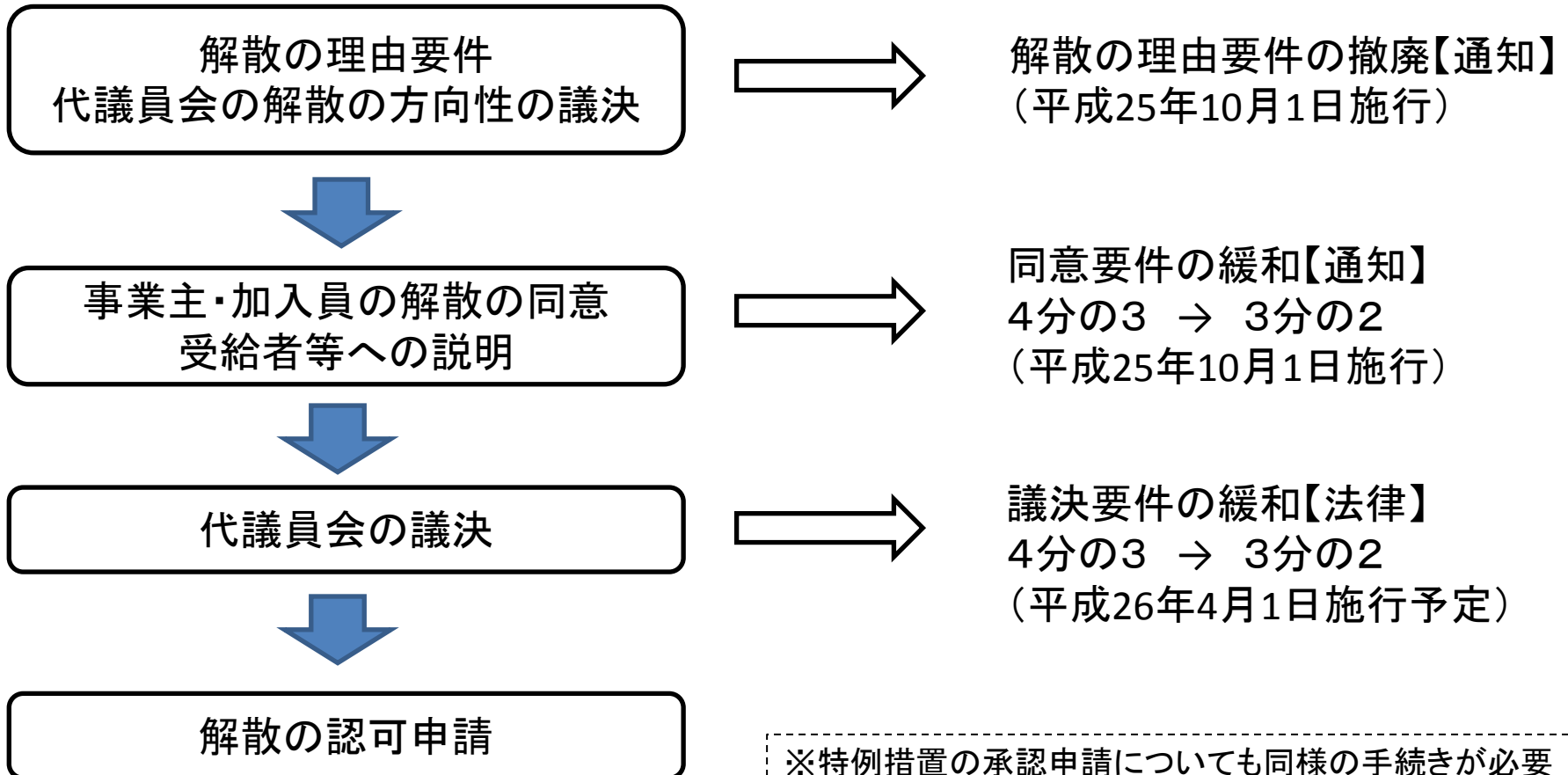
特例措置の流れ



解散認可申請等の事前手続き

□ 代行割れを早期に解消するという観点から、解散手続きについて、**解散理由の撤廃**や**解散手続要件の緩和**を実施。

◆ 解散手続きの流れ



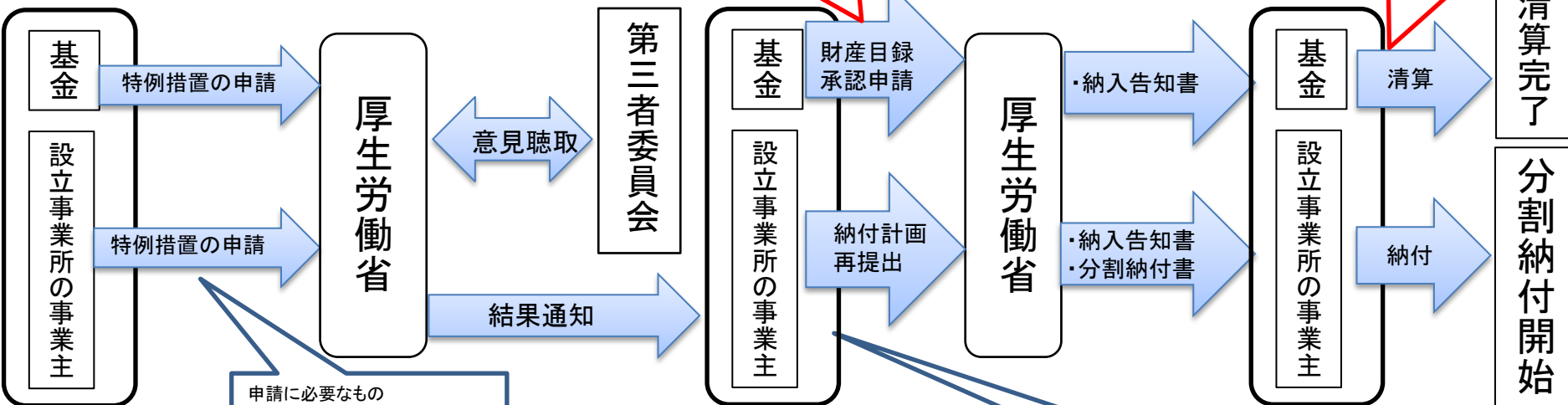
特例措置の申請の流れ①

- 代行割れしている基金は、解散の認可申請と同時に、納付額の減額や納付猶予の特例措置の申請を行うことができる。
- 厚生労働大臣は、第三者委員会の意見を聴いた上で承認等の判断をする。

《特例措置の申請手続き》

未納掛金は基金が徴収、裁判等の分配金等は、その結果に基づき事業所の納付計画の補正が必要
 (※)基金が未納掛金を財産目録等の確定までに徴収できなかった場合は、「裁判等の分配金等」と同様の扱いを可能とする。

裁判等の分配金等は、各事業主に分配し、納付計画の変更は行わない。
 (※)基金が未納掛金を財産目録等の確定までに徴収できなかった場合は、「裁判等の分配金等」と同様の扱いを可能とする。



申請に必要なもの
 ・申請書(納付額・納付猶予)
 ・添付書類
 ・納付計画

《法律》(附則第12条第1項及び第2項)
 ○基金及び事業主はそれぞれ納付計画を作成
 ○納付猶予特例の申請は、基金及び事業主が同時に行う
 《政令》
 ○納付計画を提出する事業主のうち、基金と併せて責任準備金を納付することが適当な場合は、基金が併せて納付

※申請書等の記載事項及び添付書類については次頁を参照

《通知》
 ○記録整理完了→債務額確定
 ○財産目録申請と同時に、確定した債務額により、納付計画を補正して再提出する。

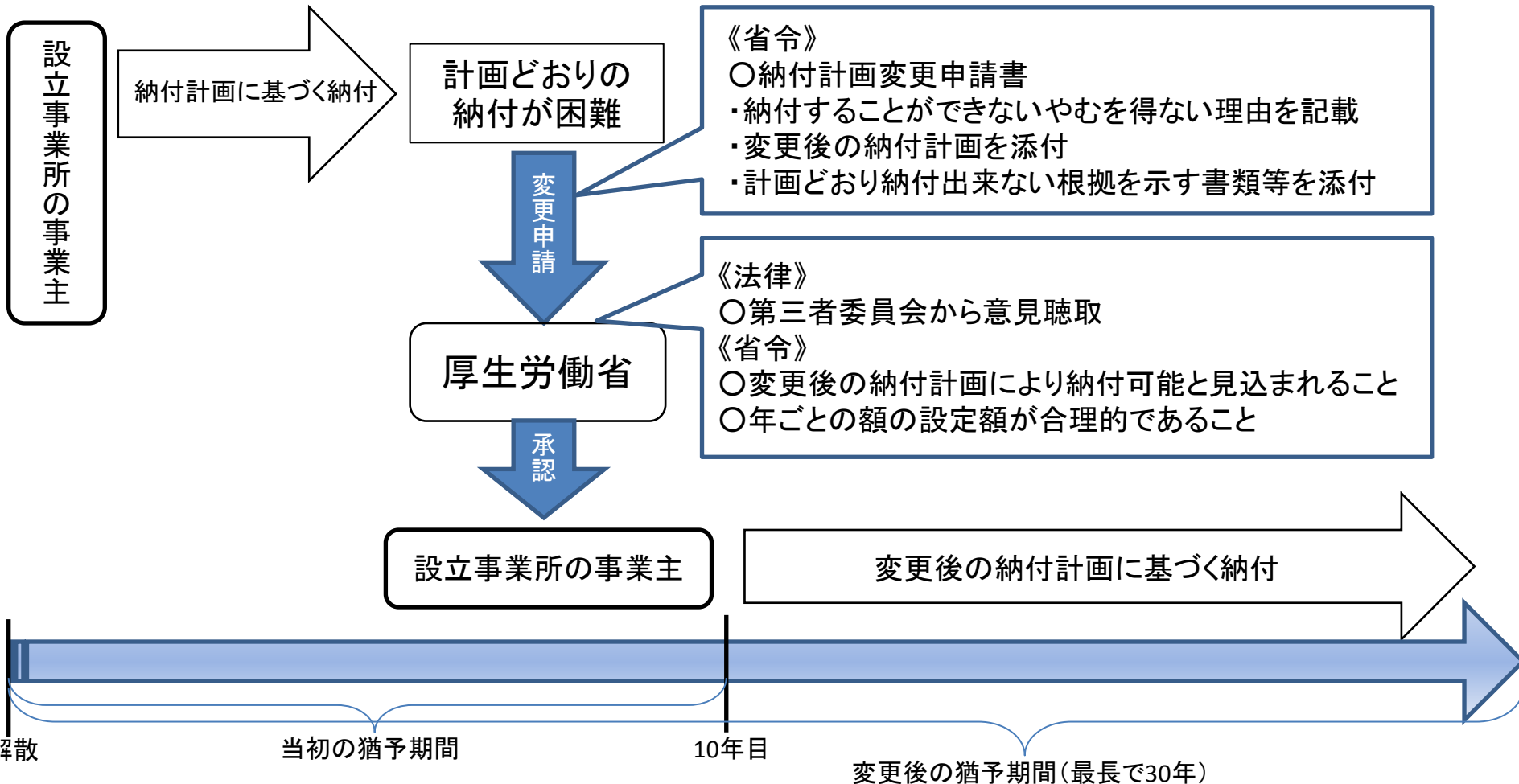
特例措置の申請の流れ②

□特例申請書、納付計画の主な記載事項及び添付書類は以下のとおり。

納付額の特例の申請		納付猶予の特例(納付計画)の申請		
			基金	設立事業所の事業主
申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額特例を申請する旨 ・申請の理由 ・年金給付等積立金の額、責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額 ・特例が認められない場合の解散認可の取扱い ・納付計画承認申請を同時に行っている場合にはその旨 ・添付書類の名称 ・解散認可又は納付計画承認申請を同時にしている場合に重複する添付書類の添付先 	申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付猶予特例を申請をする旨 ・申請の理由 ・年金給付等積立金の額及び責任準備金相当額 ・特例が認められない場合の解散認可の取扱い 	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名、基金番号 ・設立事業所名及び所在地 ・事業主氏名 ・事業所を管轄する年金事務所名 ・年金事務所が管理する設立事業所の事業所記号及び事業所番号
	添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録及び貸借対照表 ・責任準備金相当額算出根拠書類 ・特例要件を満たしていることを証する書類 ・特例により計算した責任準備金相当額算出根拠書類 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金数理人の確認書 	添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録及び貸借対照表 ・責任準備金算出根拠書類 ・特例要件を満たしていることを証する書類 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金数理人の確認書
		納付計画記載事項	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散しようとする日 ・基金が納付すべき年金給付等積立金の額 ・基金の業務の状況に関する事項 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算に係る事務の執行に関する事項 ・猶予を受けようとする金額に係る事業主ごとの負担方法 	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が納付すべき額 ・事業主が猶予を受けようとする期間及び額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けようとする期間が5年を超える場合は、その理由 ・企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要 ・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額

納付計画変更の手続き①

□ 設立事業所の事業主は、納付中の納付計画どおりに納付することができないやむを得ない理由がある場合は、年金事務所を経由して、猶予を受けようとする期間の延長等の納付計画の変更の申請をすることができる。



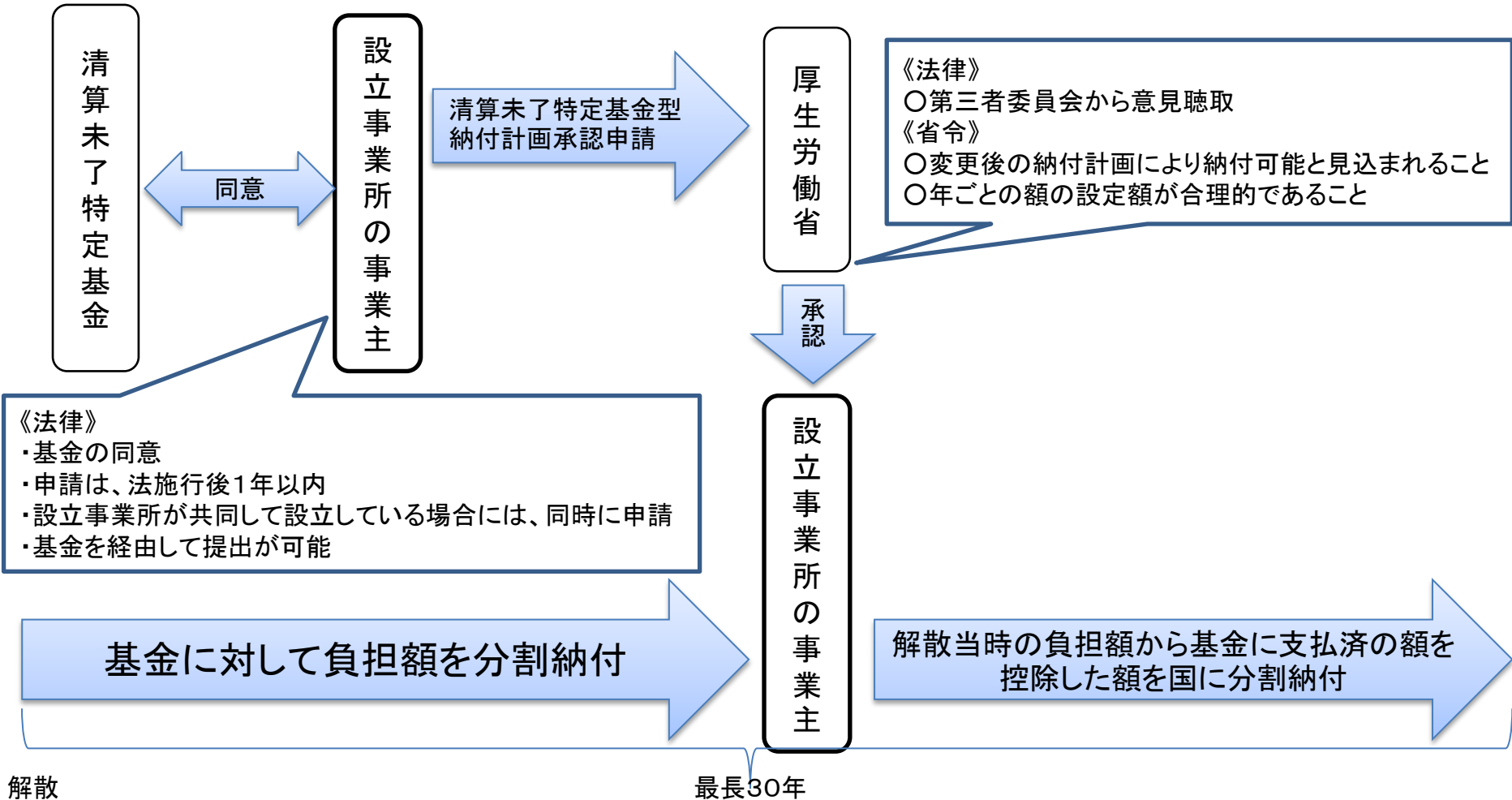
納付計画変更の手続き②

□「納付計画の承認申請」と「納付計画の変更の承認申請」の申請書記載事項等の比較

	納付計画の承認申請	納付計画の変更承認申請
申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名、基金番号 ・設立事業所名及び所在地 ・代表者氏名 ・設立事業所を管轄する年金事務所名 等 	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき申請する旨 ・納付計画の変更の内容及び理由 <p>以下納付計画の申請と同じ</p>
添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の収支状況を示す書類 ・年ごとの納付額の支払予定期月及び額が記載された書類 	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の納付計画 ・納付することができないやむを得ない理由及び損益計算書等 ・年ごとの納付額の支払予定期月及び額が記載された書類
納付計画記載事項	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が納付すべき額 ・事業主が猶予を受けようとする期間及び額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けようとする期間が5年を超える場合は、その理由 ・企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要 ・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額 	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付計画記載事項と同様(企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要を除く)
承認要件	<p>《省令》</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の経営状況から見て猶予を受けようとする額や期間の設定が合理的であると認められること。 ・猶予を受けようとする年ごとの額の設定が合理的であると認められること。 ・事業主ごとの負担方法が適正であると認められること。 	<p>《省令》</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の経営状況から見て変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。 ・猶予を受けようとする年ごとの額の設定が合理的であると認められること。
承認内容	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間は5年 ・5年で納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは10年 	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに認められている猶予期間と併せて15年 ・基金がその事業の継続が極めて困難であるものとして政令に定める要件に適合すると認められている場合は、30年

清算未了特定基金の手続き①

- 法施行後1年以内に、設立事業所の事業主が清算未了特定基金型納付計画を提出することにより、解散当時の負担額で猶予を受けることができる。
- 清算未了特定基金の納期限の翌月から起算して最長30年まで猶予が認められる。
- 清算未了特定基金の同意が必要。



清算未了特定基金の手続き②

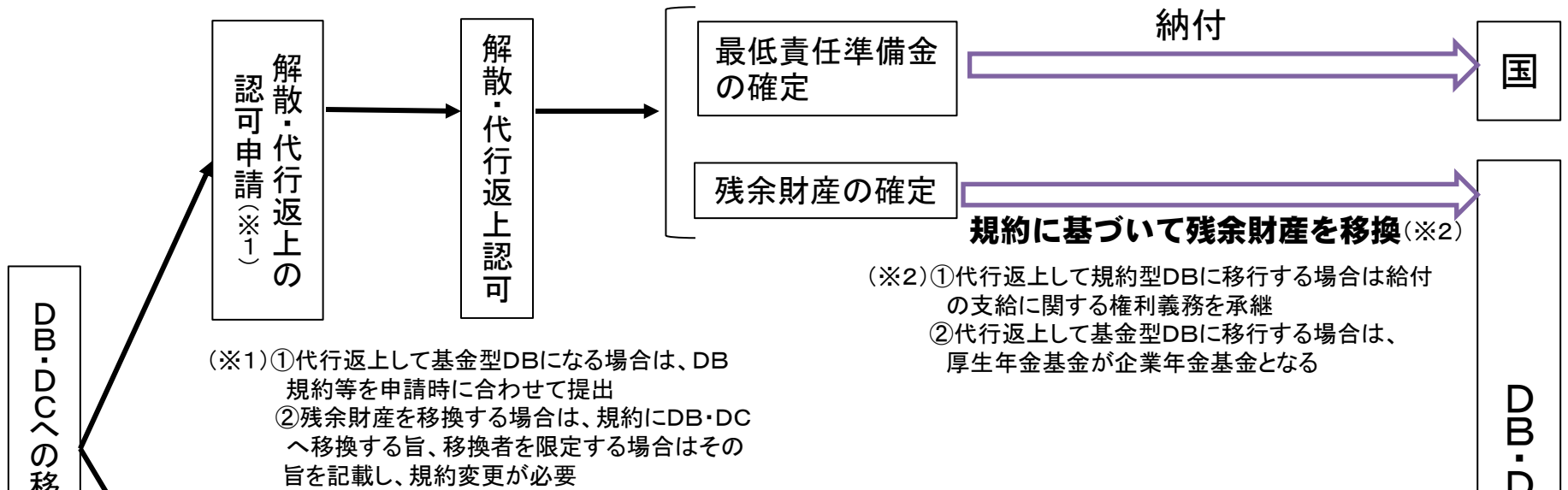
□ 清算未了特定基金型納付計画の承認申請の主な記載事項及び添付書類は以下のとおり。

清算未了特定基金承型納付計画の申請

申請書記載事項	<p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none">・基金名、基金番号・設立事業所名及び所在地・代表者氏名・設立事業所を管轄する年金事務所名・年金事務所が管理する設立事業所の事業所記号及び事業所番号・添付書類の名称 等
添付書類	<p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none">・清算未了特定基金の同意書・設立事業所の収支状況を示す書類・設立事業所の事業主が負担することになっていた額が確認できる書類 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none">・基金が事業主から徴収した金額が確認できる書類・年ごとの納付額の支払予定期月及び額が記載された書類
納付計画記載事項	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の事業主が納付すべき額・猶予を受けようとする期間及び額 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none">・企業年金等の実施の意思の有無及び実施しようとする企業年金等の概要・猶予を受けようとする額の年ごとに分割した額 <p>《通知》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の事業主がすでに基金に納付済の額
承認要件	<p>《法律》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の事業主が猶予を受けようとする期間は、清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して30年以内にあること。・清算未了特定基金について、その猶予された額を納付することができないやむを得ない理由があること。 <p>《省令》</p> <ul style="list-style-type: none">・設立事業所の経営状況から見て、清算未了特定基金型納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。・猶予を受けようとする年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

厚生年金基金から新設DB・DCへの移行手続き

【厚生年金基金】



【確定給付企業年金・確定拠出年金】

